

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年3月8日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会3月会議第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

通告5番、三枚山光裕議員、登壇質問を願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

4番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

通告に従って質問いたします。

まず、施政方針及び新年度予算案について伺います。

その第1点は、町政運営の基本姿勢にかかわってであります。

青木町長は施政方針の中で、町民にはその代表である議会との対話を一層重視、尊重しつつ、町民総参加の仕組みを構築し、さまざまな取り組みを進めると述べました。町民や議会との対話を一層重視、尊重するという点で具体的にはどのようなことを考えているのですか、何か新たな方法、取り組みを考えているのか伺います。

新年度予算案は、18歳までの医療費の無料化の拡大、新規事業として新しい作物導入に対する支援事業や青年就農給付事業の増額、また消防防災ではハザードマップの作成や消防備品購入など、町民や関係団体の要望に沿って積極的に取り上げたことは評価したいと思います。

一方で、昨年12月会議で平泉町住宅リフォーム事業の復活を求める請願書が採択されましたが、新年度予算案には織り込まれませんでした。

そこで第2点に、住宅リフォーム助成にかかわって伺います。

12月会議の一般質問での答弁では、店舗リフォームなども含め総合的な制度を検討するという趣旨の答弁をされました。新年度予算案には店舗リフォーム助成という新しい制度を設けましたが、それは一関市の実績などを見ると課題もあるとの認識もあります。しかし積極的な立場、前向きの立場と受け止めました。同時に請願者が求めた住宅リフォームではありませんでした。予算編成にあたり、とりわけ住宅リフォーム助成について、町として住民の請願や議会の議決はどのように議論、判断されたのでしょうか、伺います。そして住宅リフォーム助成制度の復活なり新しい仕組みについては、引き続き検討課題としているのか伺います。

第3点は、防災ハザードマップの作成についてです。

青木町長は、施政方針で安全・安心なまちづくりにかかわって消防団の強化を図り、町民の安全確保に努めると表明されました。新年度予算案では、ハザードマップ作成やため池ハザードマップが新規に盛り込まれています。その内容はどのようなものを想定しているのか伺います。

また、町内の防火用水と防火用ため池が泥がたまり、十分な防火用水をためておくことができず、火災時に消火の水が確保できない心配があります。防火用水ため池の施設の日常的管理は大丈夫なのか伺います。

大きな項目の2つ目は、教育行政方針と教育行政にかかわって伺います。

教育行政の第1点は、就学援助についてです。

就学援助の支給額を引き上げること、そして特に新入学や新学期の前、遅くとも3月にはお金が必要で、必要とする時期に就学援助が支給されるように支給時期の改善を図ることを求めたいと思います。いかがでしょうか。

第2点は、生活習慣病予防健診と、健診診査後の事後指導の実施についてです。

文部科学省では、子どもの体力の低下と生活習慣病の危険性の高まりを指摘しています。青森県南部町では、中学1、2年生を対象に生活習慣病予防健康診査と審査後の事後指導を実施しています。若年性成人病の予防はもちろんですけれども、中学生のときから自分の健康状態を把握し、自分で健康管理をする習慣を身につけ、将来にわたって健康でいるためにも積極的な意味のあることと考えます。現在、当町では小学4年生と中学1年生で生活習慣予防健診を実施していると昨日の答弁でもありました。その予防健診の充実を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3点は、子ども達の情報メディアとの付き合い方について伺います。

2月に開かれた平泉町生涯学習、町民のつどいの学習講演で、講師で小児科医師の田澤雄作さんの講演内容は衝撃的でした。テレビゲームやインターネット、スマートフォンなどにより、子ども達がむしばまれている。小児科医師の立場から、科学的、医学的、そして自らの経験から語られたものでした。また肉体的、精神的な健康への心配とともに、平泉を担う大人として成長する上で情報メディアとの付き合い方が大変重要だと私は考えます。

今、ポスト真実という言葉があります。真実の次に来る脱真実、脱は抜けるという意味でありますけれども、そういう意味合いだと言います。情報メディアにとって事実退けられ、嘘がま

かり通るといふ社会状況が今世界中で進行し、日本もその震源地、発信源の1つとなっており、そのことが社会にとって大きな懸念だと考えます。教育行政方針では情報メディアという言葉が多く述べられました。これまでの情報メディアの利用時間の量的制限、これはもちろんですが、加えて情報の内容を正しく受けとめる、情報を選ぶ力を身につける能力を養うための取り組みを求めたいと思います。いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の施政方針及び新年度予算案についてのご質問の（1）になります。町営運営の基本的姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

昨年度は、町民総参加のまちづくりの実現を推進するために、社会教育施設のあり方に関する懇談会、教育懇談会、地域農業を考える懇談会を開催し、またさまざまな機会を捉えて町政の発信に努め、多くのご意見を頂戴いたしました。そして今年度は行政区ごとの地域懇談会を開催いたします。このように直接対話によって集まりましたお考えをまちづくりに反映させ、町政を担っていきたくて考えております。議会に対しましても同様に機会を捉えてご説明をしてみたいというふうに思っております。

次に（2）平泉町住宅リフォーム事業の復活を求める請願書は、新年度予算編成に当たってどのような議論をしたのかのご質問にお答えをいたします。

平泉町住宅リフォーム事業の復活を求める請願書が、平成28年議会定例会12月会議におきまして採択されたことから、重要な課題であると認識しております。しかしながら採択されたもの全ては直ちに予算措置されるものではなく、その都度、必要性、重要性、また後期基本計画及び財政計画との整合性を考慮しながら判断していくものであります。

平泉町住宅リフォーム事業につきましては、現在、国において東日本大震災生活再建住宅支援事業を実施していることから、早急に事業を復活する必要はないという判断したものであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、防災とハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

近年、局地的な大雨や大規模な地震等により、ため池の被害が各地で発生しております。住民の高齢化も進行していることから、ため池の適切な管理や緊急時の情報伝達が的確に実施されないことが懸念されております。このことから、地域住民に災害情報や避難情報を提供することで日ごろからの防災意識が高くなり、災害発生時には迅速かつ的確な避難を行うことで、災害による被害の軽減を図ることができると考えております。このため、ご質問のため池ハザードマップは大雨や地震等による被害を予想し、その被害範囲を地図化して地域の方々に周知を図る目的で作成するものでございます。

なお、対象箇所は当町において防災重点ため池に位置付けられております丸森下ため池、大堤

ため池の2カ所を予定しております。

また、防火水槽の管理につきましては、維持管理等は消防団各分団で行っているほか、一関西消防署平泉分署においても点検を行っております。

防火水槽を含めた町内の消防水利ではありますが、火災時における消防水利の確保は重要であることから、消防団の各分団長から要望を毎年取りまとめ調整を行い、防火水槽や消火栓の整備を進めております。町内の防火水槽は129基、消火栓は177カ所となっております。今後も火災時に備えて地域の要望等を考慮しながら整備や修繕に努めてまいります。

次に、2番の教育行政方針と教育行政についてのご質問の(1)(2)(3)につきましては教育長から答弁をしていただきます。

以上であります。

議長(佐藤孝悟君)

岩淵教育長。

教育長(岩淵実君)

2番の教育行政方針と教育行政についてのご質問にお答えします。

1点目の就学援助の引き上げと支給時期の改善についてであります。就学援助の支給額につきましては、現在文部科学省で定める国の基準額を参考として、近隣市町の状況を勘案しながら支給額を決定し、予算の範囲内で支給しております。国の基準額については、毎年引き上げが検討、実施されており、町としても国の基準、国に準じて引き上げを検討、実施し、適切な額の支給を継続しているところであります。

支給時期につきましては、現在8月、12月、3月の年3回の支給となっております。就学援助制度に係る要保護・準要保護者の認定審査時期は4月ごろであることから、入学前の支給は現状では困難な状況となっております。今後援助を要する家庭の状況や、国や県、近隣市町等の状況を踏まえつつ検討してまいります。

第2点の中学生の健康についてでございますが、昨日真竈議員の質問にもお答えしたところでありますけれども、町内では小学4年生、中学1年生を対象に生活習慣病予防健診を実施しております。中学校では生活習慣病予防健診において要受診とされた生徒51名中2名に対し、生徒とその保護者を対象にした受診勧告や個別指導を行っております。子ども達の生活習慣につきましては、生活リズムの大切さについてや、食育指導により規則正しい生活ができるよう指導してまいります。

次に、3点目の情報メディアとの付き合い方についてのご質問についてであります。今日、情報メディアは私たちの生活にとってなくてはならないものであり、メールでのやりとりやネット上での買い物、また災害時における避難勧告情報や安否確認の伝言版等、さまざまな場面で活用されており、これら情報メディアの発達、発展によって私たちの社会生活が成り立っていることは言うまでもありません。

したがって、ご指摘のとおり情報メディアの使用を過度に制限したり禁止したりするということではなく、児童生徒の実態、発達段階や教育的ニーズを踏まえた上で、どのように

して情報メディアを有効に活用するか、どんな使い方が危険なのかという点を指導することが大切であり、その考え方をもとに、各学校では意図的、計画的に指導されているものであると把握しております。

情報メディアに関する指導の留意点としては、何か問題が起きてから指導するというのではなく、起こり得るさまざまな問題を可能な限り想定し、そうした問題をいかに回避すべきかという問題の未然防止に重きを置いた指導を行うことであり、議員のご質問のとおり先を見越した教育という意識を持つことが大切であると考えます。

しかしながら、情報メディアに関するさまざまな問題や犯罪についての報道等を目にいたしますと、その手口は多種多様であると同時に、これまでに例を見ない常識の枠を外れた犯行が見られている現状があります。つまり子ども達を導くべく我々大人自身が、まず常に新しい情報を得ながら、情報メディアに潜む危険性や悪影響、起こり得る問題に対し今後も学び続けなければならないだろうと考えております。

したがって、児童生徒だけでなく大人も含めて社会全体が、この情報メディアに対する意識やアンテナを高めていくこと、そのために学校教育のみならず、家庭教育、社会教育においても学びの場をつくっていくことが肝要であると考えます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、引き続き質問をいたします。

まず、最初の質問の町政運営の基本姿勢にかかわってについてでありますけれども、青木町長は行政区ごとの懇談会なども開いて直接対話によってというお話もされました。教育の集いといいますか懇談会が先月開かれまして、それからこの間は農業の懇談会が開かれたということで私も参加しました。今回といいますか、はじめて農業者以外も含めてということで、長島3カ所では50人あまりの主催者以外で集まりましたよね。それが町長が言われる直接対話の具体化かなというふうに私も感じ、これは引き続きそうしたことを繰り返しながら農業懇談会も今後も続けていくと農林振興課長も申し出ておりましたので、非常に大事な点だなというふうに思いますので、これはそうした対話で町民の声もしっかりと聞くと。同時に議会との関係でありますけれども、特に私はこのことと関連して住宅リフォームの請願の扱いについてお聞きしたいと思います。

請願を全て採用できないことは理解できますし、政策的判断あるいは政治判断というのはそのとおりだというふうに思います。政治判断は町長が行うものということだと思っておりますけれども、ただ今回のリフォーム助成について私は実施するべきだという立場から当然やりますし、今回のこの諸報告の中でのいわば住宅リフォームの復活を採用しなかった理由が、やはり震災の事業があるからやらないのだということは、もともと請願者が求めていたこと、そういう立場とは違うといいますか、そうした震災の制度は理解した中で、住宅のリフォーム、誰でも受けられる、そのことを求めていたのであって、震災の事業があるからというのはあたらないというふうに私は

考えるわけです。

そこで、町には町で判断した経過ということがあったわけでありましてけれども、私は今回のこのリフォームの問題については、やはり私も、それから議会として請願を採択したわけですから、議会とそれから町として、この取り扱いと申しますか、この議論について共通の認識に立って、その上で今回の昨年12月の請願を改めて受け止めて、そして今後の政策に生かしていきたいということを取り上げていきたいと思っております。

昨年の9月会議の一般質問で、その答弁で住宅リフォーム助成制度をやめた理由について、1つは申請件数の減少。2つに事務事業審査検討委員会の意見。これは事業効果を認めるも、国庫補助事業の範囲内とすると。国の交付対象事業から除外されたということで、これはやめたのだということになります。3つ目には、国庫補助の中止及び景気状況が事業を実施したときの状況にない、そういったことを総合的に判断したというのが、町の答弁でありました。

さらに、決算審議か別な会議だったと思っておりますけれども、今日の経済状況がリーマンショックのような経済状況にないからだと。だから実施しないのだという答弁もありましたので、鳥畑建設水道課長も本当にご苦労さまでした。退職されるということで、やっぱりこのときにこの機会にやっぱりちゃんとお互い共通認識に立つという点でやっぱり事業にしなくてはいけないなということで、当初の予定を変更してこれを取り上げたのです。以下、1つ1つ認識を共有していくために質問を具体的にしていきたいというふうに思います。

それで、リーマンショックのような経済状況というのはどんな状況なのかということ、まず答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅リフォーム事業が始まった当時の経済状況についてお話ししますと、その当時は景気が低迷しておりまして、大工さんあるいは左官屋さん等の技能が非常に多くなっているという状況でございましたので、そういう中で全国的に地域の活性化あるいはそういう技能者の離職をとどめるということから、全国的に住宅リフォーム事業というものが市町村単位で始まったというふうに記憶しております。そしてその後それが全国的に広がったということで、国のほうの補助事業を国のほうで補助の事業に加えたという経過がございます。

今現在そういう、状況かと申しますと、やはりその当時とは大きく違うのではないかと申すように捉えておりますので、前に議会等で答弁したように、そういう前の経済状況ではないということから、住宅リフォーム事業を中止するという検討の1つとしたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ありがとうございます。それで、このリーマンショックというふうに課長答弁されたときに、うまいことを言うものだなと率直に思いました。なるほど、これは大変と申しますかね、そう言

われれば、率直に私も仕方ないところを突かれたなと思ったわけです。そこでやっぱり今の経済状況、先ほど言ったように、本当にこの場で共通認識に立つということが重要だと思いますので、そのための資料といいますか県の統計だと思いますが、岩手の統計帳簿というのがホームページに載っております、その中で市町村民所得の分配、項目別統計表というのがあって、雇用者賃金報酬、賃金、年俸というのがあります。そのところの平泉の分、町村別にわかるようになっております。2005年、平成17年度、それからそのリーマンショックと言われる2008年、平成20年度、そしてこれは10年間のデータになっていまして、今あがっているのは2014年まで10年間でしたけれども、平成24年度、そのところの雇用者負担を除いた賃金、年俸についてたぶん承知していると思いますが、ご紹介いただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

雇用者報酬につきまして、平成24年度は112億9,500万円というふうになっております。それどのような推計になっているかと申しますと、大体今載っている部分に関しましては平成17年度からでございますけれども、126億円から112億円で、平成26年度に関しましては113億円という形で若干微減になっておるという状況ではございます。

ただ鳥畑建設水道課長が申し上げたとおり、リーマンショック時代に比べれば景気は持ち直しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ありがとうございます。今の全体の報酬ということ、雇用者報酬になっているのですけれども、会社負担なんか事業主負担なんかの部分、社会保険料なんか抜いた数字も出ていまして、全体としては例えば平成17年度、2005年のときには107億あって、リーマンショック、平成20年のときは105億ということです。そして一番新しいデータの2014年、平成26年は95億4,000万円ということで、10年前から比べると1億3,500万円、収入は減っているということになっていまして、ちょうどリーマンショックのあたりから比べると、リーマンショックの前の年が一番山でありまして、全体では128億、そしてその実質負担で言うと108億というふうになっていまして、87.6%に減っているということが実態であります。

全体の変動は年数によって差はあるのですけれども、いずれこの10年間、基本的にはずっと下がってきているというのが、この県の資料でもはっきりしています。そういうところがまず1つであります。

次に、それで建設業の現状はどうなっているかということで、同じ統計の市町村内総生産、市町村別統計表、その平泉のところでありまして、実数4というふうに細かくありますが、建設業のところ、賃金と同じように、2005年、2008年、平成17年度、平成20年度、そして最後の平成24

年度と、その辺を紹介していただければ。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

細かなデータというのは、ちょっと持ち合わせていない部分もございますけれども、主要成果報告書等にも載せておりますけれども、建設費のほうに関しましては平成24年度、平成25年度と平成27年度ですね、主要成果報告書には載っているわけですが、平成24年度に関しましては建設業は25億6,400万円、それが平成25年度には26億3,800万という形で、若干平成25年度には微増しているという形でございます。ちょっと建設業だけの細かな資料については、今現在ちょっと持ち合わせていませんけれども、大体そのような経緯で移っているのかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

細かく私も事前にこの資料というふうに打ち合わせが悪かったかなと思いますが、実は町内の総生産の数字というのも産業別に出ていまして、例えば建築業ですけれども、大体大きなところ、11の産業があるわけですが、建設業だけとってみると、その10年前というか、2005年、平成17年は34億4,700万円総生産があったということになっています。これは町内の農業とか製造業、卸、小売などの主要な5産業の中ではトップでありました。ところが、どんどんどんどん下がってきて、2014年、平成26年度の建設業の総生産は26億7,300万円と、10年前に比べ77.54%に減っていました。ほかの産業がほぼ9割台という、もう下がってきているのです。そういう中で建設業だけが7割台に減っていると。農業も大変だと言いますが、農業も生産額多くないのですけれども、総生産が。農業の落ち込みというのは8割台になっています。ですから主要な産業の中で建設業の落ち込みというのは相当大きいということが、このデータではっきりしています。ですから10年前は建設業は平泉町内では一番の生産を上げていた。順位で言うと平成26年度には主要な5つの業種の中で5番目に落ち込んでいるということで、県に出ているデータでははっきりしています。

結論ですけれども、リーマンショックとか、あるいはこの住宅リフォーム、復活するような経済状態にないという答弁、この間あったわけですが、結局この数字が示すものは町民の所得も減っている、全国的には50万、この10何年で減ってきているとも言われていますから、今日のニュースで指標がよくなったと言っているけれども、実際そういうことなのです。だから平泉町だけがいいわけじゃなくて、やっぱり町民の所得も減っている、それから建設業者の仕事も減ってきて、いわば一番の稼ぎ頭だったものが今5番になったということがこのデータからもはっきりしたということだと思います。

そういう点で、やっぱりそうしたことを踏まえて、しかも去年12月の請願というのは震災の制度はあるということを知った上で、基本的には誰でも受けられる住宅リフォーム、バリアフリ

一もあるでしょうし、あるいはいろんな県産材を使うとかいう県のいろんな支援もあります。この住宅リフォーム制度を柱にしていろんな制度をやって、経済状況が厳しい所得が減っている中で、町民がこのぐらいだったらそういった支援も受けて、造作、リフォームをしようではないかという、そうやってやっているのがほかの町村なのです。だから、それなのに東日本の制度があるからということで業者は重々知っているわけです。ですので、ここは先ほど引き継ぎ検討課題になるのかということは答弁なかったのですが、そうした立場で私も調査をする中で認識を深めましたし、役場、町としては引き続きそうした立場を理解して検討いただきたいと思えます。

加えて言いますと、大工、建築業者の方からお話を聞きますと、毎日のようにテレビを見れば何とかホームとか何とか住宅という大手のコマーシャルがあります。町内では一戸建てを新築するというのは2業者とか、せいぜい3つかな、あとのとりわけ大工さんなんかは、やっぱりリフォームが主な仕事だということですね。やっぱりそういったこともぜひとも認識していただいて、これから私の後に高橋拓生議員や、午後、高橋伸二議員も関連でやると思っていますので、私もこの程度にしたいと思えます。

ただ、繰り返しますけれども、経済の状況、リーマンショックのようなということについては、現実はそのようなのだということでもあります。そういう点で、今後経済状況はそうだといいことですから、予算は今出ているわけですが、今後検討していくということにはならないのか、この点、最後に伺いたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ありがとうございます。いずれ、このリフォーム事業につきましては、平成28年度の新年度予算のときにも当然ご説明をいたしまして、平成28年度の予算を執行させていただいた経過であります。当然12月の議会でも説明させていただきましたし、そのときにもリフォーム事業の復活はないということをはっきり答弁させていただいております。

ただ、今後リフォーム事業ということではなく、どこにどういう部分が必要なのかということについては今後検討させていただくという、同じものを再度復活するということはないということを一問一答の答弁でもお話しさせていただいている経過であります。そして請願上げられて採択されたということについては、当然私ども当局としては大変重要に考えております。そういった中でどういうことが今後手当てできるのかということも議論させていただいたところであります。

前段で、議員はなぜこの事業が落ちたかという経過については、大変ご理解をいただいておりますから、あえてここで再度申しませんが、そういった意味でここ数年ずっとやってきて、申し込み件数がずっと減ってきているという現実には当然あることはご理解いただきたいというふうに思っております。多くの署名もいただいたということはあるのですが、議会に署名はあったかもしれませんが、私どものところには、どういった方々が署名されたかということについては一

切資料としてもございませんですけども、何のあれがあったからということではなく、やっぱりそれを請願された、採択されたということは、常に私どもが真摯に受けとめて、そのことを議論させていただいた経過が先ほどの答弁であります。

そうしたことを経て、現在行われております高齢者に優しい住まいづくりの補助や景観形成事業の補助も行っておりますし、また先ほど述べました被災住宅補助事業等も行われております。そういったものに多くが網羅されております。そして新たに店舗事業を、新年度でそれを構築して応えていこうという新たな制度であるということのご理解をまずは賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ちょっと住宅リフォームに一言なのですが、いずれ去年の12月の答弁では総合的な、今町長もおっしゃいましたけれども、そういったことだったので、私も新年度には載っていないと、ある課長から聞きましたので、では検討していいものができるのだろうと思っていました。ところが、さっきお話ししたとおりだったので、いずれやっぱり総合的でいいわけです。町民の本当に期待に答えるような、あるいはそういった建築業者が求めたようなということで、そういう点で引き続きこれはいいものをつくるために検討していただきたいということをまず申し上げます。

それでは、ため池ハザードマップについて伺いたいと思います。

ハザードマップの作成も大事ですけども、実際はハザードマップに記載がなくても町内にいっぱいため池があって、私も33ほど回ってきました。時には道なき道を歩き、やっぱり実際どうなっているかわからなければ質問できませんし、なるほどと、本当に長島で言えば農業遺産ということで、ああ、ここにはどういう生物がいるのだろうとか思いながら、ここは秋は本当にいいのだろうなというふうに思うくらい、ため池ウォッチャーではないのですけれども、非常にいい景観だなということもわかってまいりましたが、ただ今回防災という点では、やっぱり先ほど2つのため池が対象だということで、大堤は2分で崩れたら水が来るということになっているのかな、今。そういうふうな状況もお聞きしましたが、大きいため池だけでなく、恐らく長島、そして平泉合わせると100以上のため池があるのです。もちろん個人のもので圧倒的には多いと思うのですが。今日の自然の温暖化の中でのこういった環境の中では、局地的に大雨が降るし、それからいろんな地形、山の形とかそんなことも含めて、大きいため池だけが危険だということではないと私も歩いて認識をしました。

そこで、そういった小さなところももちろん個人のもんはありますからね、管理というのはまた別なのでしょうけれども、ただ安全対策という点では町が責任を負わなければいけない。もし危険な状態が起こりそうだったら早目に手を打たなければいけないという点で、ハザードマップに載らなくても、ちゃんと掴むということが大事なだろうと思うのです。

そこで、事案というか紹介をしていただきたいと思います。今から15年ほど前に、館岡ですか、

黄金荘のため池、個人のもので、溢れて、あそこは一番上のほうに墓地かな、あって、ため池が
あって、あとは田んぼが段々、段々といっぱいある。小さいため池。その下に駐車場があって、
民家に帰るといったところだったのです。そこでため池の水が溢れて、その民家に泥が床上まで入
ったという事例があったようですが、もしどこの担当か承知していれば、ちょっとこの件を紹介
してください。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

片岡の慶泉荘でしたかね、確か。のり面が崩れて、ため池ではなかったと思いますけれども、
のり面が崩れて、そういった事例というか、そういったことは記憶しております。それで現場に
駆けつけてみたわけですが、基本的にそこは慶泉荘のほうに貸して無償で貸し付けている
土地ということで、慶泉荘のほうで対応していただいたということと記憶しております。

議 長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

承知していなかったところに私は問題だと思うわけであります。事例は先ほど言ったようなと
ころなのですが、実は山があって、山の上は15年前というように言いましたけれども、今、ソー
ラーパネルが出ているところ、建っているところですね。その山を削ったということも背景に
はあったようです。それで水がどっと流れて、さっき言ったような状況で床上浸水ということで、
個人の持ち物で、その方は黄金荘の隣と、あと前のほうのお宅なのですけれども、田んぼのあた
りにも2つほどあって、雨の経験から、雨が降るなというときは水を流してちゃんと管理してい
るという立派な管理されたため池でした。そうやっているのです、個人では今後そういうふう
に起こらないようにという注意を払っているというふうに聞きました。

やっぱり、町内には先ほどお話ししたようにため池がいっぱいあって、なかなか管理できてい
ないというところも多いのだと思うのです。実際私行ってみれば、ヨシというか、本当にため池
のそばまで行けないところ、いっぱいありましたので。やっぱりそうになると、少なくともそうい
ったため池があるぞと認識して、そこには住居があるということもわかって、もしものときはち
ゃんと対応するということが大事だということを申し上げたいと思います。

それで、やっぱりこれは戸河内のところでしたけれども、土手が危ないということで、もう水
はためていないのですというのがありました。だから、そういった管理も必要なのだと思うので
すよ。きちんと思い切って水使わなければね。

そういったところで、ただ問題というのは、結局そういったことがあったというのが各担当か
ら聞いても、よくわからなかったですよ。こういう事例があったそうだけれども、実際被害があ
ったわけです、床上という。ですからさっき2カ所というふうにありました。一気に調査はでき
ない。もちろん個人のものもあるでしょうけれども、やっぱり町民の安全を守っていくという立
場から、少しずつやっぱりやっていくということが大事なのかなと、そういう点で今後この点に

ついて時間がかかるかもしれないけれども、頭に置いてハザードマップなり注意喚起ができるような仕組みをつくっていただきたいという点でお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

ため池のハザードマップ—マップについては、先ほど町長が答弁いたしましたように、町内で防災重点ため池ということで指定されておりますのが、丸森下ため池と大堤ため池と。なぜこれは指定されたかといいますと、それなりの大きなまずため池であるということと、そして下流に民家等があり甚大な被害が起こることが予想されるということで県のほうで指定をして、これについては先ほどお話ししましたように、下流の方々への周知を図るために被害予想図を作成し、その周知を図るということでございます。

それで、それ以外のため池につきましては、平成26年度に目視による調査を行いましたけれども、その時点では特に大きな問題はないというふうに報告をされております。

それで、今後の管理につきましてですけれども、いずれこれまでと同様に個人あるいは水利の管理者、その方々をお願いをしたいと。全てを町が把握するということは現実問題では難しい、不可能というふうに捉えております。

先ほど一つの例がありましたけれども、実際農業用水路として利用されていないということであれば、ため池としての施設を水をためない工夫をするということも非常に重要だというふうに捉えておりますし、国においてもそういうふうなため池については廃止の手続あるいはその事業等もございますので、そういう考え方も今後必要ではないかというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの件、建設水道課長のほうからは、ため池にかかわるハザードということでございますけれども、町の全体的なハザードマップの作成ということにつきましても、平成29年度におきまして改定を予定しておりますので、これにつきましては、いずれ、個々の個人個人のそれぞれ危機管理に対する日常の体制構築というようなことを踏まえまして行うわけでございますけれども、避難情報区分の説明、またはその避難情報の伝達方法について、ハザードマップについても盛り込んでいきたいというふうに思っておりますし、それから新たに昨年の6月30日に北上川流域の浸水想定区域というものが国から発表されたわけでございますけれども、それに伴います浸水想定区域、新たな浸水想定区域を盛り込みたいというふうに思っております。そのほかには、今現在地域防災計画に指定してございます避難所、避難場所の位置的なものについても記載させていただきたいと思っておりますし、それから土砂災害警戒区域、それから急傾斜地崩壊危険区域、それからただいま申し上げましたため池等につきましては、いずれその防災にかかわる盛り込める内容につきましては、全てそのハザードマップの中に盛り込みながら、各家庭に配置しまして、それぞれの個々にその管理能力の強化に努めていただくような形で対応させて

いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それに引き続き、私のほうからも一つ答弁させていただきますが、先ほど建設水道課長、そして今、総務課長のほうからご答弁いただきました内容の中で、例えばため池の管理については、従来は町全体では恐らく、恐らくというよりも全体的に言うと8割、大雑把な話になりますが8割ほどが町の管理ということになっていると思います。しかし実際、元来平泉町では地元の受益者の方々、水利の方々が実際の管理に当たっていただくというのが通例でお願いしているところでありまして。しかし大きな土手から水が漏れているとか、さまざまな補修工事については、やはり国の県のいろんな事業も使いながら町としても修理をし、そしてやってきた経過があります。

しかし、先ほどの議論の答弁にもありましたように、やっぱり常に地元で管理をしていただかなくてはならないというのは今も変わっていないことは事実だというふうに思います。

しかしながら、では今使わなくなったから、農業用水として使わなくなったから、ではそれを埋めていいかということは国の指導にも当然あるわけですが、管理の大変なところはやっぱり埋めてしまったほうがいいのかというようなこともあります。しかし、やはりさっき議員もご指摘のとおり、使わなくなったから埋めてしまえば、それは管理はしなくてよくなるわけですが、しかし雨が降れば一旦そのため池にたまって、例えば急傾斜地の地域があります。そういった地域においては、一旦ため池に水が入って、それから沢に流れ、つまり緩やかに流れていくわけですね。もしそれがなくなれば一気に急傾斜地を流れ、今までこのぐらいの雨ではこういうことなかったというところにも、実は災害が起きたりする可能性が出てくる。その可能性が大きくなっていく。そういった意味では、今は農業用水として使わないから、もう埋めてしまうとかという端的な形では、やっぱり今後の管理は済まされないというふうに認識いたしております。

そういった意味では、こういった形で、通常の土手の刈り払いであったり雑木の伐採だったり、中山間事業でも十分その中に含まれているわけですから、中山間の中で管理をしていただき、なおかつこれは自分たちの地域だけではできないというものについては、町としても十分今後も地域とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

管理もなのですけれども、私、30何カ所と言いましたけれども、3日か4日、まるっと使ったわけではないのです。全域、基本的に地図に落としてため池があると、一定の大きいところ、そして近くに民家があると。あくまで平面住宅地図です。そういう中でチェックにならなかったところが、さっき言った事例があったということですから、管理もなのですけれども、要はそういったことを認識すると。そして町長今答弁されたとおり、岩泉だって起きるとは思わなかったし、

それから伐採管理、山をしていたところはなかったと。していなかったところは立木が流れて橋なんかひっかかって、今度、流木をためるような、川にスペースを設けるといいう工事もするようですけれども。いずれそういう点で、いつどこにそういう体制が起きるかわからない、それを未然に防ぐために一定度の時間はかかるかもしれないけれども、そこは押さえておくことが必要だという点で、管理は管理でまた別だと思います。

それで進みますけれども、防火水槽についてです。この間、近所で火災がちょっとあって、幸い本当に初期で消し止められたのでよかったです。役場の防災が一番早かったということで、なかなかやっぱり地域の消防団、人がいなかったり、日中ね、すぐ駆けつけるというわけにはいかないわけで、なかなか本当に苦労なのだなと思いましたが、いずれその点で思ったのは、平泉の消防団の方が長島の西風で火事だということだったのです。たまたま私、議会事務局に電話したら、お宅のほう火事ですよと言われたものですから、慌てて外に出たということだったのです。それで平泉の団の方が、西風はおらほにもあるぞと、わからないべなという話もされたので、せめて行政区がどこというふうに言うといいよなという話もされましたので、いずれ、そういった点ではそういったところもちょっと工夫が必要かなと思います。

それから、消火栓の位置が実はわからなくて、さっきの防災ため池がなかった高いところなので、消火栓、本当に必要だったわけです。しかし、ちょうどあのそこは側溝の脇にありまして、地元の分団の方が駆けつけて、ここだということがようやくわかった事情はあったので、やっぱり消火栓の位置、常備消防との意思疎通も大事なのかなというふうに思いました。

それでこの件は以上ですが、それで教育行政についてなのですからけれども、いずれ、とりわけ就学援助については去年の国会で共産党の田村智子議員がこの就学援助の問題取り上げて、予算措置もされて倍になるということで、今度の予算に載っています。そういったことを考えてやっていただきたいし、就学前というのは県内では八幡平市が決めました。いろんな項目があって、金額でも確か人数的にも就学前に出すランドセルとか制服とかというのは、確か10名やそこらだったのかな、人数も多くないのでね、全体の中での入学前にかかる経費についての就学援助というのは。だから、そういった点で予算の措置も国でもされると思いますし、それはやっていただきたいなということで、それこそ検討していきたい。

それから、メディアの問題です。

昨日の答弁でもありました。町でも積極的にやってきた。それでちょっと紹介したいのがありまして、フランスに在住のライターの方の方がフランスで子育てをしているということで、教育長答弁にもありましたが、やっぱりうまく使っていくことが大事だと思うのですよ。そこから遠ざけてはだめなものだし、これをどう生きていく上で生かしていくかというのが大事だと。そういうことで、これ今はディズニーかなんかでやっているやつで「クラブペンギン」というSNSの初心者向けのやつがあるのだそうです。そういう点で、そういったことでやっぱり早目にそういったことを使って、それからもう真実ではないことがどんどんやっていくという中ですから、ポスト真実ということ、そういった点でそういったところを踏まえて、この学校教育の場でうまく付き合えるような取り組みにしていいただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 20 分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告 6 番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2 番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

通告 6 番、高橋拓生でございます。

それでは、さきに通告させていただきました 2 題について質問させていただきます。

まずはじめに、産業振興について町長にお伺いいたします。

昨日の施政方針において、町政運営に対する基本的な考え方、予算審議及び主要な施策について述べていただきました。今回は産業振興の中で主に観光商工業支援の新規事業の概要、事業効果についてをお伺いいたします。

次に、昨年定例会 12 月会議において平泉建築組合から住宅リフォーム事業の請願が出され、産業建設常任委員会での審査及び本会議においても賛成多数で採択されました。平成 29 年度の予算計上にはされておりませんが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、大きな 2 番の平泉町社会教育体育施設について町長にお伺いいたします。

昨年の各定例会において、施設計画案について 3 月に示すと答弁がありましたが伺います。

次に、社会教育施設について、現在の進捗状況、今後の予定についてお伺いいたします。

以上の内容につきましてよろしくお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

1 番の産業振興についてのご質問の（1）平成 29 年度予算の新規事業の概要、事業効果についてのご質問にお答えいたします。

1 つ目としては、地域企業経営強化支援事業です。

この事業は、町内の中小企業の皆さんが町内に工場や設備などを増設する際に、2,000 万円を上限に対象経費の 5% を補助しようとするものです。ただし製造業にあっては 3,000 万円以上の工場等の増設にかかって新規雇用者 3 人以上を、その他の業種にあっては 1,000 万以上の増設に

かかって2名以上の新規雇用者を増やすことを要件とするものであります。

2つ目としては、取引支援促進事業であります。

この事業は、中小企業の自社製品や技術力を広く情報発信するため、展示会等に出展する際に、出展小間料や出展物の運送費等に対し20万円を限度として補助を行おうとするものであります。この出展により自社製品や技術力を広く情報発信することにより、販路拡大や新市場開拓を図っていただくことを期待するもので、経営強化の一助になればと考えているところであります。

3つ目としては、空き店舗の歯止め策として店舗リフォーム促進支援事業です。

この事業は店舗で事業を営んでいる方もしくは営もうとする方が、店舗のリフォームに要する費用のうち、50万円を上限に2分の1を補助しようとするものです。この3つの中小企業の支援事業については、今年度実施した企業懇談会及び企業訪問をする中で、企業の状況や意見を踏まえ組み立てを行った事業であり、この事業を実施することにより、企業の経営基盤の強化や安定的な雇用の確保が図られたと考えております。

特にも、店舗リフォーム促進支援事業についてはこの後説明をいたしますが、東北観光復興対策交付金を活用した観光客誘致を積極的に進めるにあたり、観光客受け入れ策としても欠かせない事業であると認識しているところです。

次に、東北観光復興交付金を活用した6事業についてご説明をいたします。

1つ目の観光案内所機能強化事業ですが、この事業は観光案内所に英語と中国語対応ができる職員を配置し、本町及び県内、東北の観光案内や情報発信を行おうとするものです。

2つ目としては、定時通訳ガイド設置事業ですが、この事業は通訳ガイドを平泉駅に配置し、要望に応じて外国人観光客に同行しながら観光案内を行おうとするものです。

なお、この2つの事業については昨年8月から事業を開始しており、4月以降についても引き続き事業を予定しているものです。

次に、3つ目の仙台2次交通運行調査事業ですが、この事業は松島町、東松島市との連携により実施する事業で、仙台国際空港発着のバスを松島、東松島及び平泉町を周遊させることによって外国人観光客を東北に誘致するとともに、バス利用者に対する調査事業をあわせて行うものです。

4つ目の外国人観光客広域誘致業務ですが、この事業は、花巻市、遠野市と連携し外国人観光客に対するプロモーション活動、受け入れ態勢整備、滞在プログラム開発等を行う事業であり、具体には台湾、中国、タイの旅行会社やマスコミ等の当地域への招へいや現地テレビ番組の制作、モバイル、Wi-Fi、ルーター貸し出しなどを予定しているものです。

なお、この仙台2次交通運行調査事業と外国人観光客広域誘致業務については、今年1月から事業を開始しているもので、4月以降についても継続して実施する事業となっております。

5つ目の4市町連携インバウンド推進事業ですが、この事業は宮城県の栗原市と登米市、一関市と連携してインバウンド事業を行うもので、具体にはアジア最大級の旅総合イベントであるツアーイズムEXPOジャパン等への出展や、東北在住の留学生が加盟するクラブを活用した観光資源の発掘、台湾旅行博や商談会への出展を行おうとするものです。

6つ目の一関・平泉版DMO地域づくり事業ですが、この事業は観光地経営の視点に立ち、インバウンド観光を中心とした観光地域づくりを推進するための事業で、定住自立圏を形成する一関市と本町で検討組織を平成28年1月に立ち上げておりますので、引き続き交付金事業を活用し検討していくこととしております。

また、JETプログラムを活用して国際交流員1名を観光商工課に配置し、インバウンドのための情報発信や受け入れ態勢整備を図ることとしております。主な業務としては、イベント等における通訳、外国からの訪問客の対応、外国語ホームページやパンフレット等の編集や翻訳、観光業者や商工業者等に対する語学指導や、各店舗での外国人受け入れ相談事業などを担わせようとするものです。なお、国際交流員の人材については、英語圏であるアメリカからの派遣を希望しており、予定では8月ころの配置を見込んでいます。

今回、東北観光復興交付金という大きな財源の裏付けに伴い、本町でもこれまで取り組めなかった事業に着手できることは、観光の可能性を模索する本町にとって観光客誘致と地域の観光産業としての基盤を整える大きなチャンスであります。これらの事業を着実に実施することにより、本町のインバウンド観光の受け入れとしての宿泊、物販などの受け入れ態勢を推し進めるとともに、連携する自治体との連携を図ることにより、広域観光の礎を築き、平泉のみならず岩手、東北地域の海外への認知度を上げ、今後の観光客の誘致の拡大を図っていきたいと考えているところであります。

次に、(2)定例会12月会議で住宅リフォーム事業の請願が出され賛成多数で採択したが、予算計上されていないのはなぜかのご質問にお答えいたします。

先ほどの三枚山議員の答弁の繰り返しとなりますが、大変重要であると認識いたしております。その後、さらに精査させていただき検討をさせていただいたところであり、採択されたものが直ちに予算措置されるものではありませんけれども、その都度、必要性、重要性、また後期基本計画及び財政計画との整合性を考慮しながら、大所高所から判断していくものであるというふうに思っております。

平泉町住宅リフォーム事業につきましては、現在、国において東日本大震災生活再建住宅支援事業等実施していることから、早急に事業を復活する必要には至っていないと判断したものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2番の平泉町社会教育体育施設についてのご質問の(1) 昨年の定例会で施設計画案を3月に示すと答弁があったが伺いたいと、(2)の現在の進捗状況、今後の予定についての質問にお答えをいたします。

社会教育施設の建設につきましては、議会12月会議におきまして年度内にはその具体的な方向性をお示ししたいと申し上げたところであります。1月には庁舎内に社会教育施設整備計画検討委員会を設置し、これまでに会議を開催いたしております施設の優先順位などについて検討を進めてまいりました。現在最終の調整を行っているところであります、3月中には平泉町議会に対しまして説明の場を設け、具体的な方針をお示ししたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

最初に店舗リフォームの促進事業についてお伺いいたします。

9月会議におきまして、私が現行の空き店舗補助金と新たな店舗改装の工事費の補助金を提言させていただきまして、今回予算措置として計上されたことに対しまして、ありがとうございます。この新しい店舗リフォーム促進補助金は、現行の空き店舗対策の補助金との併用はできませんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この事業は、議会等のご意見等も踏まえて観光商工課の内部で検討し、また商工会のご意見等も伺いながら事業を組み立てたところです。今増加しております空き店舗の解消策になればということで組み立てを行っているところで、ご質問の現在空き店舗にも活用できるかというようなご質問には、全くその趣旨に沿っておりますので、現在空き店舗となっている店舗を活用してのリフォームということは対象というふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

予算的に150万円の計上ですが、費用の50万円上限の2分の1の補助という答弁でしたが、6店舗分の該当でよろしいのでしょうか。あと希望者の予想は想定されておりますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

町長からも前段お答えを申し上げておりましたが、2分の1の補助で上限を50万ということで、マックスで考えれば100万以上のリフォーム事業を行った場合に、50万円を上限に補助をできるというものでございますので、現在予算が確保できているのはマックスで使った場合、50万円を3店舗分ということで予算措置をさせていただいております。

現在の予想は、まだこの事業について周知を図っておりませんことから、予定としている店舗は今のところはございません。今後、皆さんに商工会等を通じて周知を図る中で、ご希望とか、それからご相談等を承りながら対応させていただければというふうに考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

先ほどの質問で私の解釈がちょっと違ってございまして大変申し訳ありませんでした。

客観的に見ますと、この新しい予算は、私も小さい店舗をやっておりますけれども非常に使いやすいのではないかなというふうに感じております。状況を見ながら検討をしていくということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほどの答弁の中で3つの事業ということで、地域企業経営強化支援事業と取引支援事業と店舗リフォーム促進事業について答弁がありましたけれども、先ほどの説明では企業懇談会、企業訪問による状況や意見を踏まえた取り組みとしての政策とありましたが、具体的にお聞きしたいと思います。例えば開催の回数とか訪問回数をちょっと教えていただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

企業懇談会につきましては11月に開催をいたしまして、約50名ぐらいの方に、同じ会社から2名とかも出ていらっしゃる場所もありますが、企業の方、50名ぐらいにご出席をいただきまして、その中で平泉町からも町長、副町長、それから関係する税務課長、まちづくり推進課長等にも出ていただいて懇談をしていたところです。

また、企業訪問につきましては今年度から新たに実施をしている事業でございます。全部を回るというのは大変難しいので、今年は5社を商工会のご紹介等をいただきながら、商工会の職員と一緒に訪問をさせていただきました。訪問の目的につきましては、平泉町で行っている若者の支援策であったり、あといろいろな融資等の優遇策もございますので、そのあたりもご説明をさせていただきましたし、企業にあっては地域に根差したそういう活動をしていらっしゃる場所とか、自社の大変優れた製品のあたりも、なかなかこちらでも機会がなくて存じ上げなかった部分もありますので、まずは企業訪問でいろいろと教えていただきまして、町として何ができるのか、またいろいろなご意見を伺う中で、一緒にこの地域の中で会社を発展させるための方策を一緒に話をしたところでございました。

今回の3事業につきましては、たくさんのご意見を踏まえた中で、こちらが現在取り組める内容として3事業を今年度の予算に盛り込んだというような形となっております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ありがとうございます。続きまして、答弁の中で東北観光振興交付金を活用した6事業総額8,247万円の減とありましたが、その交付金の性質と国庫交付金の割合など具体的にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今回の交付金については、3回にわけて事業が来たところです。はじめに町長から説明を申し上げました観光案内所の機能強化事業、それから定時通訳ガイド事業については8月から事業を

開始しておりますが、この事業につきましては単独の市町村でも採択されるような事業となっておりますので、この事業については平泉町の単独事業というふうになっております。

次に出された2回目の交付金につきましては、他市町村との連携事業でなければ採択がかなわないというようにお話をいただきましたので、仙台の2次交通の運行調査事業と、それから4番目にご説明いたしました外国人観光客の広域誘致業務については1月から事業を開始しておりますが、この事業については広域との連携で行うような事業となっております。

3回目に募集がありました事業につきましては、また条件が付されておまして、連携事業であり、かつ、ただ招へい事業やエージェントさんの訪問だけでは事業が採択にはならないというようなことでしたので、それを踏まえて、今回、一関市、栗原市、登米市との連携事業について今申請を行っているところです。

6つ目の一関・平泉版DMOによる地域づくり事業につきましては、これは平成28年の1月に事業を立ち上げて、これも交付金を活用している事業となっておりますが、当時は地方創生の事業でこの事業を行っておまして、今回は観光庁の交付金事業の対象となる事業となっております。

負担割合ということになりますが、これまで説明した5つの事業、DMOのとき、5つの事業につきましては、8割が交付金で国庫補助金という形で歳入が見込めるものです。8割の残りの2割につきましては、震災の特別交付税というような裏財源として充てられるということですので、基本的に町の持ち出しはなしというような事業となっております。

6つ目のDMOについては交付金事業ではございますが、事務の体制等の関係もございまして、平泉町で持つ分265万円のうち4割だけは交付金で見られますが、あとの6割につきましては自主財源という形になっております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

多くの予算、産業振興に対しまして予算計上されておまして、特に先ほどの6事業の東北観光振興基金の大きな財源ということですのでけれども、先ほど答弁もありましたけれども、今までできなかった事業が今回のチャンスによって地域産業の基盤となる活性化にするということの説明がありましたけれども、ぜひこのチャンスを生かして官民一体となる取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、住宅リフォームのほうに移りたいと思います。

町長の答弁の中で、12月の議会の中でリフォームの復活は難しいというお話と、先ほどもお話しありましたけれども、違った形で検討を行うということが答弁としてありました。先ほど同僚議員の質問の中でも町長のほうからの答弁がありましたけれども、それにつきまして再質問に入らせていただきます。

まず、本町の前の住宅リフォーム事業と生活再建住宅支援事業の共通点と違いは何でしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

生活再建支援事業とリフォーム事業の大きな違いは、生活再建支援事業につきましては、これは東日本大震災に伴って受けた被害、それが対象ということでございますので、それに伴うその被災した状況の写真等は必ず添付しなければいけないと。そして罹災証明書も添付しなければいけないというところが大きなところの違いでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

共通点ということはあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

共通点といいますのは、対象となるものが共通と。要はリフォームの内容が全て同じ内容になる。わかりやすく言いますと、屋根とか壁とか、いずれ住宅のリフォームに関係するものが同じという内容でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

リフォーム事業の対象工事は、生活再建住宅支援事業制度と適合しますでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

両方の事業について、両方の補助金を受けられるということになっております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

それぞれのという、今お話でしたけれども、リフォームの事業ということは同じですが、全く異質の事業であって、以前は本町は2つの補助事業を同時に活用してきたということもあることから、適合は私はしていないと思うのですが、そこら辺いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

もう一度質問内容を話してください。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

平成27年度までは、東日本の震災向けのリフォームと住宅リフォームが2つ動いていたということであると思います。なので先ほど質問した事業制度には適合していないのではないかなと私は思います。そういう部分での回答をお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅再建事業についての対象は、先ほどお話ししましたように東日本大震災に伴って被災を受けた住宅の施設内容が、これが全て対象、基本的になります。それには必ず罹災証明書とその被災した状況の写真を添付して確認できるものと、それについてはその支援を受けられる。そして同じように住宅リフォーム事業については同じ加算をして助成が受けられるというふうになっております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

住宅リフォーム交付要綱に定める目的定義で明らかなように、生活安定再建住宅支援事業と住宅リフォームは根本から違う制度だと思えます。そういう部分で住宅リフォーム事業は必要なかなとは私は思いますが、先ほどの答弁の中でも東日本で対応するということが言われていたけれども、先ほど課長の説明でもありましたけれども、罹災証明が必要だとか写真が必要だという部分とか、そういうことなのですが、性質的に別々の補助金という形で私は捉えているのですけれども、先ほど外観とか屋根の形状とかいう話は説明ありましたけれども、そういう部分で私は住宅リフォームを活用していくべきではないかなと思います。それに対していかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

説明不足でございました。事業そのものの性質は議員お話しのとおり全く違います。しかしながら先ほど言ったように、2つの補助金は受けられるというふうにとっていただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

住宅リフォームは今終わりましたけれども、当時平成27年度のあたりは交付金の二重取りみたいな形にはならないのでしょうか。あと先ほど課長が言われていた、重複しての対応ができるということは言われていましたけれども、例えば外観とか外壁とかというお話がありましたけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ありませんけれども、重複した交付金は受けられるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

東日本大震災で震災を受けた箇所のリフォームに関しましては、両方の補助金は受けられると。そして、ただそのほかに単純に東日本大震災の被災を受けないところのリフォーム事業については、住宅リフォーム事業のみということでご理解をいただきたいと思います。確かに両方の補助金を受けられるということは、これは実は問題になったわけではありませんけれども、若干これまでの補助要項からしていかななものかということは確かにありましたけれども、国はそれを認めたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

少し難しいお話で、解釈の問題と、そこら辺ちょっと難しいところですが、次に進みたいと思いますけれども、私、決算書、予算書を見ながら住宅の改修支援と思われる補助金などを調べてみました。例えば建設水道関係では生活再生住宅支援事業、木造住宅耐震改修事業、被災住宅債務利子補給、浄化槽設置事業。町民福祉課関係では、住宅用太陽光発電システムの導入促進費、もう一つが高効率給湯器導入促進費。保健センター関係では、高齢者及び障害者に優しいまちづくりの推進事業ということ調べてさせていただきました。その中を全てが基準要項、全部取り寄せたりインターネットである中でもちょっと調べてみたのですが、先ほど町長が言われている景観条例の関係の補助金があるというお話でしたけれども、この中ではないと感じましたけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

景観形成事業補助、これについてご説明いたしますと、これは町の条例、景観条例の関係で、工作物あるいは垣根等を景観条例に合ったものにやるといった場合に対する補助というもので、工作物に関する補助でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

その事業名を正式名称、教えて、わかる範囲でいいですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

正式名称は、景観形成事業補助金でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

以前の資料要求の中での住宅リフォーム事業の年度ごとの集計と生活再建住宅支援の資料、件数いろいろ載っておりますけれども、この資料を見た中で、先ほどの景観形成の条例ということもありますけれども、外壁、屋根の改修というのは、以前ありました住宅リフォームと読み取っておりますが、その部分について見解をお伺いしたいと思います。先ほど課長が説明あった景観形成の関係のところにもあって、以前の住宅リフォームの補助項目にもあったということなのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、景観形成事業、これは先ほどお話ししましたように工作物が対象ということになりますので、垣根あるいは塀等でございます。

住宅リフォーム事業は住居が対象となりますので、補助金の性質は違います。屋根については住宅の一部でございますので、当然住宅リフォーム事業の対象になると。そして東日本大震災で実際にあった例でございますけれども、瓦屋根が傷んだといった場合は生活再建支援事業の対象になりますし、住宅リフォーム事業からの補助金も出るということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

この以前いただいた資料の中での年度ごとの推移ということですが、住宅リフォームの廃止によって、下水道工事の接続工事はリフォームと同じように減っているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

下水道の接続につきましては、毎年のように下水道の布設管を拡張しておりますけれども、それに伴って増減があると。要は去年、下水道の布設管を布設したところに民家が多ければ、その付近の方々がその下水道に布設をするということが多いことが考えられますし、逆に民家が少ない場合は、それほどの下水道への接続は多くはないということになります。それが住宅リフォーム事業については対象にはなりません。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

午後の残り時間、よろしくお願いいたします。

昨年の9月会議において、同僚議員が空き家対策の質問をさせていただきましたときに、町長答弁で来年度以降の空き家対策の計画を定め、計画地域となり国の交付金事業に沿って補助金を行っていきたいという表現があります。また今年度、平泉町空き家実態調査業務が発注されて年度内で終わられると思うのですが、これに合わせて住宅リフォームにかかわる形の対策などを聞いてみたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

空き家対策については、今議員お話しのとおり平成28年度において実態調査、そして空き家の所有者の方々へのアンケート調査を実施しておりまして、今月中にまとまるという予定でございます。

途中経過を申し上げますと、やはり空き家は平成25年当時70軒ほどございましたけれども、その倍近くの空き家があるというふうな途中経過、精査はまだしておりませんが、それだけの数に上っているという状況がございます。

そして、その中でそのアンケート調査をいたしましたところ、約50件ほどのの方々からその空き家を処理をしたいと。処理といいますのは撤去したいというような要望が多く寄せられておりますし、それに対する何らかの助成措置もあればいいのかなというようなご意見が多数ございましたので、平成29年度におきまして、今年度行いました実態調査をもとに空き家対策の協議会を立ち上げまして、空き家対策の計画を立てるという予定でございますので、それに合わせてそのアンケート調査等を踏まえながら、いろいろな対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

先ほど同僚議員もお話ししましたが、以前の住宅リフォームは厳しいという話も町長の答弁、前あったとおり、同じ形ではないにしても総合的な補助金ということで、先ほど町長が言いました形、現状のものにどこが必要かとか、どこの部分が欲しいのかとか、今後、業界団体とも少し話し合いしながら進めてまいりたいと思います。住宅リフォームについては以上となります。

続きまして、2番の平泉町社会教育体育施設についての再質問に入らせていただきます。

3月中の計画案が提出されると思われませんが、4種類、図書館、公民館、体育館、文化ホールの組み合わせがあると思いますけれども、具体的な提示はあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど町長からも申し上げましたが、今現在、庁舎内におきまして平泉町社会教育施設整備計画検討委員会というものを設置いたしまして、全課管理職と町長、副町長、教育長が入りまして、まちづくり推進課が事務をとるという形で設置しまして、1月19日と3月1日の2回、検討を重ねております。それを受けまして財政計画、総合計画等を鑑みながら整合性をとりながら、議員の皆様にはご足労かけますけれども、議会終了後に説明する場を設けまして、町の方針というものを公表していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

先ほど委員会の概要を少し教えていただきましたけれども、構成メンバーとか概要など、可能な範囲でいいので詳しく教えていただければと思うのですが。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

庁舎内のほうの委員会でしょうか。それとも庁舎外でしょうか。庁舎内の整備計画検討委員会につきましては、町長、副町長、教育長が入りまして、さらに全管理職が入っております16名で、私、まちづくり推進課長と補佐が事務局を務めるという形になっております。委員長には町長、副委員長には副町長と教育長がなっておるという形になっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

先ほどのお話のように、社会教育施設の整備方針と平泉公共施設の総合計画についてのお話があると提示されていますので、そこで慎重に審議したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

続きまして、通告7番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

通告7番、佐々木雄一です。

さきに通告しておりました総合管理計画及び企業誘致の2点についてご質問させていただきます。

平泉町公共施設等総合管理計画（案）がホームページ上に載って、昨日までパブリックコメントを募集していたようでございますが、反応がどうだったか、昨日の今日ですから取りまとめていないのかもしれませんが、あるのであれば後でお知らせ願いたいと思います。

日本が1960年代の高度成長期において、経済成長と公共施設等のインフラ整備が相乗効果を発揮し、世界でも稀なスピードで急成長を遂げました。さらに石油ショックで経済成長に陰りが出ると公共事業、とりわけ公共施設等を景気対策として捉え、財源に国債の大量発行で賄われたわけではありますが、高度成長期以後の国の公共施設政策のつけが、今一気に押し寄せようとしているところでございます。

このような中、国は平成25年、インフラ長寿命化基本計画に基づいて今後の人口減少や財政規模縮小などに対応するため、公共施設等総合管理計画策定を各市町村に要請したようですが、当町ではこれをどのように生かしていくのかお聞かせ願いたいと思います。

また、インフラの老朽化が急速に進展する状況の中で、盛岡市や一関市でも箱物と呼ばれる建物の新設を諦め、建物等の総量、床面積で削減目標を提示しております。当町ではどのような管理を行っていくのか、お示し願いたいと思います。

次に、企業誘致に関してお尋ねいたします。

人口減少対策として、また町政発展のため、平泉町でも若者が働く場所の提供が急務とされております。数年前、トヨタ自動車の再編により宮城県大衡村と岩手県金ケ崎町の間で、地理条件がいいので誘致できる希望を抱かせたところでございますが、今ではそれらの自動車関連企業も一段落したようでありまして。当町ではスマートインター開通を目指して今工事を進められておりますが、これらの開通を見越した企業からの問い合わせ状況などはどのような状況にあるのか、問い合わせ件数、またはその企業との接見件数などお知らせ願いたいと思います。

過去には、企業誘致にかかわって企業名を匿名で交渉しているということで言い続けて、挙句に企業誘致ができない例や、企業誘致にかかわる旅費を聞かれて数万円の旅費を表明された方もおられました。それらを揶揄するのではなくて、企業誘致は交渉事ですから大変な苦勞をされているのだと思います。確かに出張のついでに企業誘致していたと言われるのですが、企業のトッ

プはこちらに合わせて会ってくれる確率は低いと思います。ただ名刺を渡してきて企業誘致に動いているということにはならないものだというふうに理解しているところでございますが、そこで町民から見ると企業誘致に本当に動いているのかという疑念をよく出されます。そこでお聞きしたいのですが、町長、副町長、職員それぞれにおける企業誘致にかかわった出張件数や企業数など、公表できるものがあるとなればお知らせ願いたいと思います。

以前に、企業の感触がいいという話を聞いたような気がするのですが、その後、聞かないところを見ると、それらは成就しなかったのだというふうに理解しておりますが、この成立しなかった要因分析、企業名は出さなくても結構ですが、これらの要因分析と、今後のそれらへの対応についてお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の総合管理計画についてのご質問の①平泉町公共施設等総合計画は、国よりの要請で行われていると思うが、計画策定により平泉町としては活用するのかのご質問にお答えをいたします。

当町においても、これまでに多くの公共施設等がつくられてきたわけでありましたが、それらについて今後も維持、管理、または更新していく必要があります。しかしながら財政は厳しい状況が続き、さらに社会情勢は少子化問題、人口減少問題が顕著となっていることから、今後の公共施設の利需要事業が変化していくことが予想されています。

平泉町公共施設等総合管理計画は、建物、インフラ全てを含む公共施設の全体を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化を行うことにより、財政負担を軽減することを目的として策定するものであります。そしてこの計画を策定することによって、更新、統廃合、長寿命化等に係る事業実施において起債の発行が必要となる場合、公共施設等適正管理推進事業債、用途転用に係る地域活性化事業債、公共施設等の除去に係る地方債という3つの起債を受けることが可能となります。現段階では活用予定の地方債はございませんが、社会教育施設を今後どの手法で整備推進するか等を検討するにあたっては、公共施設等適正管理推進事業債の活用も1つの選択肢として検討していかなければならないものと認識をいたしております。

次に、②の道路、上下水道、建物等インフラ全てについて、他市町村では総量で削減目標を提示しているが、当町ではどう管理するのかのご質問にお答えをいたします。

道路や上下水道などのインフラ施設につきましては、人口が減少するとしても維持していく必要があります。また建物施設につきましては、合併した市町に起きましては同じ機能を持った建物が複数あることから削減目標を示しておりますが、当町におきましては多くが必要な施設であることから削減目標の数値は提示しておりません。しかしながら将来的に確保可能な財源の範囲内において縮減する必要があることは認識しておりますので、公共施設の類型ごとに数量や必要性を十分精査し、人口や財政状況に応じた保有量に抑えるように管理していく計画としておりま

す。

次に、③新しい需要に対してはどうするのかのご質問にお答えをいたします。

今回策定する公共施設等総合管理計画は、現在ある施設やインフラについて、更新、統廃合、長寿命化を計画的に行っていくことを主眼としておりますので、新しい需要に対しての内容は含まれてございません。これまでは新しい公共施設をどのように整備していくかに重点を置かれていたのが、先ほども述べましたように、厳しくなる財政状況や今後進行するであろう少子化問題に対応するため、今ある施設をどのように集約し適量を保っていくかを示すための計画でありますことをご理解くださいますようお願いをいたしたいと思っております。

次に、2番の企業誘致についての質問の1になりますが、スマートインター開通を見越して企業からの問い合わせの状況はどうかのご質問にお答えをいたします。

本町では、造成済みで未売却区画がある高田前工業団地への企業誘致に取り組んでおりますが、企業からの問い合わせにつきましては、企業側は窓口である県と緊密に連携をとって進めております。県では県内の工業団地から企業側の希望に沿う物件を紹介し、市町村は必要に応じて詳細な情報を県を介して企業側に回答する仕組みとなっております。企業との接触は県が行い、市町村が企業と直接接触することはできないこととなっております。

次に、町長、副町長、職員の企業誘致への出張件数、企業数のご質問にお答えをいたします。

町が独自に新規誘致企業に接触する場合につきましても、県や他市町村で先行して交渉している場合があるため、基本的には控える、または事前に県に相談することとなっております。

次に、③不成立の原因分析はどうかのご質問にお答えをいたします。

高田前工業団地には、本年度関西に拠点を置く自動車関連の製造業の企業から問い合わせがあり、県が関西にある本社を訪問するなどの対応を行い、町では企業側から問い合わせのあった地質調査の結果や分譲面積の拡大の可否などについて、企業側の希望に沿う配置図を作成するなどして速やかに対応し、企業側からは交通面での立地条件や基盤の強度などから、高田前工業団地が第一候補であるとの評価をいただいたところでありますが、最終的には企業側が希望する面積に足りず合意には至らなかったところであります。

次に、④今後の対応策は何かのご質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、県を介さず町が独自に企業を訪問し誘致活動を行うことは困難でもありますが、やらなくてはならない面でもあります。町では県が主催する年2回の企業ネットワークいわてに参加して、今年度は7月に東京都、2月に名古屋市で開催され、いずれも町長と担当職員が出席し、企業経営者などとの懇談を通じて誘致活動を行ってまいりました。

そのうち、東京都での企業ネットワークにおいて、食品関係の企業経営者から本町への店舗等の進出に興味を示していただいたことから、町長と担当職員が県職員同席の上、11月に本社を訪問し懇談を行い、まずはイベント等への出店を行っていただくことなどを確認し、今後も引き続き懇談、協議していくこととしております。また現在の企業誘致においては、既存の誘致企業の規模拡大等への支援が重要とされておりますことから、本町の誘致企業であります株式会社フタバ平泉を訪問し懇談を行っているほか、親会社であります愛知県のフタバ産業株式

会社本社を8月に副町長と担当職員が訪問し、吉貴新社長と懇談し、今後も密に連携を取り合いながら支援させていただくことをお伝えしてきたところであります。

企業誘致にかかわって、町では平成8年、企業奨励条例を制定し、固定資産税の課税免除や利子補給の優遇制度を設けているほか、昨年には企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱を制定し、新規立地企業に対して最大3億円の助成を行う制度を制定するなど、企業誘致の促進に取り組んできたところであります。これら優遇制度や世界文化遺産平泉の知名度、スマートインターチェンジを含めた立地条件の優位性を周知するパンフレットを新年度において作成することとしておりますし、企業側との窓口となっている県ものづくり自動車産業振興室との連携を強化しながら、誘致の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それでは、公共施設等の総合管理計画についてご質問いたします。

これ、たぶんコンサルタントに依頼したのかと思うのですが、この2ページに平泉町の概要ありますが、ここで書いてあるのは平泉村と長島村の合併と書いてある。町民から見たら、この間違いがすぐわかるのに、これを堂々とホームページにさらしているということなのですが、同じようなことが町内のある団体の60周年記念誌にも挨拶の前文に出ておりました。もしかしたら同じところからの情報によってこういう間違いがあるのではないかというふうに考えます。

町史によれば、明治22年4月1日に平泉村として、平泉村、中尊寺村、戸河内村で平泉村になって、昭和27年10月1日に平泉町になっています。その後、昭和30年4月15日に平泉町と長島村が合併して平泉町になっているというような歴史があるのですが、そこら辺も軽んじてつくられているこの計画でございますが、確かにそれらについてご見解をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘のとおり、ちょっと誤植がございまして、平泉村という部分が町の誤植であったということでございます。失礼をいたしました。

この資料につきましては、町職員がつくっているものでございますので、コンサルタント委託しているというものでございませぬので、手づくりでやっているというところでは、諸所その辺のいろいろまずいところもありますけれども、それらを精査いたしまして3月末日には発行していきたいというふうに考えておるところでございます。大変失礼をいたしました。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

職員がつくっているというので、またがっかりしたのですが、こういう基本的なことを職員を

管理している管理者はやはりチェックすべきだというふうに思いますし、こういう間違いが積み重なっていくと本来の部分が見えなくなるというふうに思われます。

そうしますと、この計画は職員がつくったと。表とかグラフは大変立派なのですが、当町における施設数はそれほど多くないにもかかわらず、具体的な施設を上げないでパーセンテージと床面積であらわしているのは、全国同じ指示でやっているからだという答えがもうわかるのですが、当町において耐震基準以前の建物、これが15.5%だと、何々だということで、いろいろ調べないとわからない仕組みになっています。具体的に言えば町公民館が50年経過している。図書館、あとは屯所、志羅山児童館、住宅が該当するものだとは思いますが、これを抜き出してもはっきりするのもにもかかわらず出していないと。これはどういう意図で、全国統一の指示だからそうなったのか、そこら辺はどのような形でこうなったのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

全国一律の指示ということではございませんが、この平泉町公共施設等総合管理計画の趣旨自体が大まかな方針を示していくということになっておりますので、議員ご指摘の各細かなものを掲載するものにはなっておりません。それらのデータにつきましては、この後、各建物、施設等の個別の長寿命化計画をつくるということになっておりますので、この中ではそれらを示していくということは考えてございません。

ただ、これをつくるにあたって、それらのデータというものは収集、当然しておりますので、それらの実態は把握しておりますが、この計画の中にのせていくという形にはなっておりませんので、これはこの後これを策定した後、各公共施設の長寿命化計画等をつくる場合においてそれらを検討しながら、どのような形でやっていくかということをお示しするものになっております。

今現在につきまして、この公共施設等をどのようにしていくかという意味では、平泉町の場合は先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、基本的に合併していませんので、それほどダブっている施設はございません。ただ人口が減少していく中で統廃合もしくは更新、さらには長寿命化を行っていかなければいけない施設等があるという意味で、それらの大きな指針を示すというものになっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

確かに、今大きな市なりになって重複している施設があるということで、今、その旧単位で小学校なりも統合が進められております。当町においてもそれらについて重複している施設という認識のあるものはありますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今現在で、それらの用途等が完全にダブっているというものはございませんが、ただ使われなくなっておる施設等々はございますので、それらにつきましては今後その用途見直しなり、また別の形で使う、もしくは統廃合を行っていくという検討が必要になるかと思いますが、今現在はこの全体を把握して大きな方向性を示すに至っていますので、その先につきましては今後さらなる庁舎内での議論、または皆様との議論等も必要になっていくものかと考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

確かに、これは今後来るであろう更新なりの費用をわかるように図式化したものだというふうには理解できるのですが、そうしますと、これで算出されて耐用年数が来たからすぐ壊れるというものでもございません。ですから、この計画どおりにいかないだろうとは思いますが、1つのやはり指標、メルクマークとして活用すべきだと私は思いますし、そうするのだと思うのですが、そのときに、ここで費用が出てきているのですよね。30年間を計画として算定した基礎に基づいて出た額を、年ベースで更新費用なり将来更新費用という形で出てきています。これらを公共施設については平均で3億、あとはインフラ等は8億2,000、合計すると11億8,000万ぐらいが年平均で出てくるということ、それはその年によって違ってくるものだと思うけれども、これぐらいの負担が来るのだよということを指しているのだと思うのですが、そうしますと当町の今回予算ですから投資的経費だと思うのですが、これは投資的経費に算定される部分が大半ですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘のとおり、これを30年間の中で全部更新していけば、このような数値になるという将来的な推計になっておるとするのは、そのとおりでございます。ただし先ほど申し上げたとおり、これを全部更新していく必要があるのかを検討しなければいけませんし、先ほど申し上げたとおり、この次に来る計画としましては、各施設の長寿命化計画を立てていくということになっておりますので、このような形で30年間に支出する額というものが見えるものですから、それを財政に合わせて抑制していく、または統廃合していくことによって縮減していくと、そういう大きな指針を示しているというのがこのたびの計画でございますので、このような形で投資的な経費には基本的にはなっていくわけでございますけれども、これは更新するというふうな形で皆さんとの合意形成、住民の方々との合意形成がとれた場合に、そのような形になっていくということでございますので、基本的には長寿命化計画を、今後の大きな方針の中では長寿命化計画で進めていくというのは、平泉町の大きな方針ではないかというふうには考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

たしか、長寿命化計画は町営住宅、橋については、もう実施しているところですが、当町では先ほど言ったように重複する施設が単独できたからというのですが、町民から見ると欲しいものも建ててこなかったというのも事実だと。建てるランニングコストがかかるということも今でも言われていると思うのですが、そのとおりだとは思いますが、自治体として必要なものをつくらなかったという歴史の中で、今後これらの今あるものの更新なり維持する費用がこれほどかかるという中で、新しい需要に対して、これはこのものがどうかかわるかという1つのメルクマークだと言いながらも、自由に発言してください、いろんな夢を言ってくださいはいいいのですが、現実問題としては、こういうようなレガシーといいますか、基礎的なインフラの重圧というか制限、要するに財源的な制限が当然出てくるわけです。ここでも出ているように、年にすれば11億も今後見込まれるよと。でこぼこはあるにしても、その中でやりくりが本当に少子化の中で、今後20数年後には5,000人になろうとするこの町がどの程度負担し、どの程度の施設、行政サービスをしていくかということと言わないと、社会体育施設の委員会開かれたようですが、委員からもまた言われているというような感想を述べられる方もいます。現実としては財源にやはり縛られるわけですから、そこら辺を提示するのならわかるけれども、本当に実現するかはわからないことを言えと言われても、虚しさが残るとというのが現実だと私は思っております。ですから、この計画を今後それらの社会体育施設なり必要な施設の更新なりの資料として出すおつもりはございますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど来申し上げたとおりでございますが、この計画につきましては成案といたしまして、当然のことながら公表していきたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほど来申し上げたとおり、大きな指針を示しているということでございますので、細かな統廃合もしくは更新もしくは長寿命化計画等につきましては次の計画で示していきたいというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、この今現在のインフラを全て更新するというふうになれば、将来的な財政をかなり圧迫することは明白だろうと思えます。ただし、それに対して長寿命化なりを行いながら、できるだけ財政出動を少なくしていくということによって、当町におきましては議員もご指摘のとおり必要な施設をつくらないようにしたという経緯もございますので、その辺は長期的な財政計画を鑑みながら、その中であてはめて、将来も大きな負担にならないような形で計画を示してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ぜひとも、ここでせっかくつくるわけですから、生かしていただきたいと思います。

それでは、企業誘致に関して、先ほど町長から詳しくご発言がございましたので、そのとおりで受け止めるしかございませんが、今後、県に委ねているから、企業との関係は県から問い合わせがない限りにおいては、自ら動かないという趣旨の答弁でございましたが、そのほかにも立地した企業からを使って、その関連で動いているということのようですが、これの誘致、合わなかった企業が面積が足りないということのようですが、それは高田前工業団地の現在の整備している土地が狭かったということなのか、その隣に造成できる、まだ工業団地になっていませんが、見込み地でしょうけれども、それらを含めても足りなかったのか、もう少し詳しくお知らせりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

県が窓口になっておるといのはそのとおりでございますが、県のものづくり自動車産業振興室と綿密な打ち合わせをしまして、町が手をこまねいているというよりも、県と一緒に進めているというのが現状でございます。

それで、高田前工業団地につきましては、現在の面積では足りなくて、さらに造成を示す案まで示して、もし来ていただけるのであれば、こちらも造成、すぐしますよということを示したのですが、それでもわずかに足りなかったということでもございました。町としては、すぐに来てくれるというのであれば、当然それに対応して今の面積を拡張する準備はあるということを示したわけでもございましたが、たまたま折り合いがつかなかったということでもございます。

ただし、施政方針演述にても町長が述べておりますとおり、高田前工業団地をまず第一に考えて町としても誘致を進めていきたいと思っておりますし、県としましても、やはり高田前工業団地が最も優良だと。しかも面積もある程度の部分まで町でも造成する覚悟もあるということで、県としても非常に優良な物件として取り組んでまいりたいということのお話をいただいております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

大変残念に思いますが、当町においては工業団地、あそこだけですから、スマートインター、当時でも1日1,000台というものに工業団地の交通量も加味しても足りないと言われて、一度挫折しかかったところでございますが、工業団地だけではなくて、今、町民はあそこに1,000台の駐車場をつくるのだから、近辺にそれらの企業を誘致してもいいのではないかというような発言が多々見られるところですが、それらについて町長は、平泉は農業で藤原時代からやってきたのだから、その延長で何かその関連というような趣旨の施政方針演述に述べられておったと思うのですが、それらについてはどのような状況にあるのか、お示し願えますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、スマートインター周辺の開発の質問でありますので、私のほうからお話しさせていただきますが、まずは今おっしゃられたように、スマートインターを建設することによって1,000台ちょっとの車の台数が、特に駐車場も確保するわけですが、やはりそういった部分については周辺開発をどうするかということについては、各方面にさまざまな角度で働きかけながら、町としてもこういうふうな形でやりたいという1つの開発計画を今練っているその段階であります。

ただ、その中で、当然町としてもインフラ整備等もしなくてはなりません、当然町だけの財政だけでは当然取り組める部分にはありません。PFI、PPPという今そういった民間活力ということがよく引用されて現実に動き、地方創生の時代になって動いてきておりますけれども、そういったことも加味しながら、今その検討をさせていただいているところであります。

ただ1点、今後あの地域で進めていくためには、1つはやはり長い、この800年か900年の歴史を支えてきたこの地域、町としては、やはりそれを支えてきたのは食文化であったり農業といえますか農村の農家の方々、周辺の方々が地域の方々が、やはりそれを支えてきたというふうに思っております。特に周辺は優良農地を抱えておりますので、新たな農業の参入できる、そこからまた発信できる、例えばハウス栽培による野菜、そして花卉、そういったものも生産できる、まさに農と商が連携した形での地域開発が望ましいということで提案をさせていただいているところであります。

もう1点、前段にですが、県を通してというお話もありますけれども、当然企業に対しては県との連携が全く今きちっとやっていないとやれない状況にあることは事実であります。といいますが企業誘致に足を運んでいるわけですから、それだけを待っているのではない。むしろ自分で足を運ばなくてはならない部分では自分で足を運びながら、今交渉に移っているものもあります。しかしそれも相手のあることですから、もう少し時間をいただきながら、新たな町として、そして地域をつくる、それを持続性のある町にやっていくために、今それを組み立てるその段階にあるというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

企業誘致については、大変そういう意味では明らかにできない部分もあるとは思いますが、必要な部分というか、必要最小限度でやはり町民にもわかるような部分は今後確保してもらいたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告8番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

それでは、事前に通告してございます一般質問、そして質疑における答弁の検証を求める件について、求める内容を述べさせいただきたいというふうに思います。

昨年の4月の会議以降、4回の会議及び決算特別委員会が招集をされ、それぞれの会議ないし委員会において一般質問、質疑を繰り返させていただきました。その質疑を行った議員としてその内容に責任を負うという立場からも、言いつ放し、聞きつ放しはいけないというふうに自分自身を戒めているところであります。そういった意味で昨年の会議における議会答弁の取り組みの現状、到達点について、検討課題や町長の施政方針演述を町側がどのように補完をし、そして後期基本計画の2年目の取り組みに結びつけようとしているのか、そういった点にかかわることについてお聞きをしたいというふうに思います。

まず最初に、町の公共資産の適正管理の問題、それから遊休資産や未利用資産についての活用や、売却等に対するこれまでの答弁を踏まえて、いかように措置をしようとしているのか、特に未利用遊休町有地7件の活用についての歳入確保プロジェクトチームの協議結果、さらには土地の無償貸与に伴う契約内容について伺います。

次に、企業誘致促進に向けた補助金交付要綱を新設した以降、誘致実現に向けてどのように対応されてきたのか。

次に、請願、陳情等のあった生活路線整備の早期着工と、遅れていることに対する住民とのコンセンサスづくりについて。

次に、後期基本計画の中での行政事務のスリム化を進める行財政改革推進委員会の検討経過と今日の到達点について。

次に、町長の施政方針でも述べられております少子・定住化対策をいつどのように示すのかということについて。

次に、ふるさと納税対策の課題克服と実効ある措置について、どのような委員会審議結果をまとめたかについて。

次に、職員の勤怠管理の現状と厚生労働省通達との整合性について。

次に、町の情報発信媒体であるFMあすもの難聴解消対策について。

次は、平泉町のガバナンスとコンプライアンス体制、危機管理体制の構築について。

そして、世界遺産推進基金の運用規則の制定について。

最後に、教育長に1点。子ども達の学習以前の健康、命にかかわる経口補水液の配備について伺いたいと思います。

大きな質問通告の2つ目ではありますが、国が進める保育料の無償化範囲の拡大と本町の制度とのかかわりについて伺いたいというふうに思います。

質問要旨の2つ目、教育長に伺います。

1つは、本年2月の県教委の通達に伴う中学校における子ども達の部活動休養日の現状と今後の対応について。

2つは、部活をはじめとした教職員の課外活動の実態と今後の対処法について。

最後は、教職員の労働環境改善と使用者が講ずべき措置について。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えします。

最初にご了承願いたいのは、通告順になっておりませんので、そういった意味ではちょっとご承願したいと思います。通告された順番に答弁させていただきます。

1番の施政方針演述と後期基本計画のご質問の（1）一般質問・質疑に対する答弁の検証についてのご質問の2番目の経口補水液について、（2）幼児教育の援助事業について、2番の学校における課外活動と教職員の労働実態についてのご質問の（1）中学校における部活動休養日の現状と今後の対応、（2）部活をはじめとした教職員の課外活動の実態と今後の対処法、（3）教職員の労働環境改善と使用者が講ずべき措置につきましては、後ほど教育長から答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

私からは、（1）一般質問・質疑に対する答弁の検証についてのご質問にお答えをいたします。

①はじめに一般質問・質疑に対する答弁の検証についてのご質問の、腰壁や窓ガラスの風化による破損と老朽化が著しい。早急に撤去し整地、売却を検討すべきではないかのご質問にお答えします。

旧長島保育所についての件であります。既に普通財産としていているところであり、老朽化が著しく、今後賃貸物件にもなり得ない状況であること、また防犯等、安全対策上から早急に取り壊しすることとしております。なお、建物解体後の整地、売却、活用につきましては、今後さらに検討をまいります。

③次に条件を具備する努力は町の自助努力だけで可能なのかのご質問にお答えをいたします。

企業との接触につきましては、窓口となる県の対応となるため、担当部署の県ものづくり自動車産業振興室と連携をさらに強化しながら進めてまいります。また本町への問い合わせがあった際には、企業側の要望に可能な限り添えるよう、団地の条件整備も含め、町の努力とし対応をし

てまいります。

次に、工事の進め方、遅れについて経過を住民に情報提供する考えはないかの質問にお答えいたします。

これは、陳情、請願にあった件であります。請願、陳情された町道の整備につきましては、事業効果等を考慮して継続して整備を進めております。住民への情報提供につきましては、これまでと同様に定例議会やまちづくり地域懇談会などを通してご説明してまいりたいというふうと考えております。

次に、未利用遊休町有地7件の活用についての歳入確保プロジェクトチームの協議結果はどのように推移しているのかのご質問にお答えします。

旧花立住宅団地跡地3件につきましては、世界遺産資産影響調査、景観条例、高圧線の影響など検討課題が多く、隣接する旧体育館跡地については、現在行政財産でございますが、体育館等社会教育施設の建設候補地となり得ることから、体育館等の建設場所の方向性を持ち、全体の考えをもって活用を検討することとしております。

次に、旧中尊寺第三駐車場跡1件につきましては、宅地として売買が可能であることから、平成29年度に測量、区画整理した上で、少子・定住化に係る住宅用地として売却することを予定しております。平成29年度測量登記費用予算72万1,000円を計上をいたしておるところであります。

次に、旧泉屋住宅団地1件につきましては、本年度に少子・定住化対策事業として宅地造成し、4名と売買契約を締結しております。なお、本議会へ補正予算として提出しておりますが、土地代金として歳入に1,630万9,000円計上しているところでございます。

続きまして、旧平泉荘跡地2件につきましては、東稲山が世界遺産の風景地として指定されており、当該用地は住宅には適さないことから、将来的に森林として整備を検討することとしております。いずれも歳入確保プロジェクトチームにおいて検討し、行財政改革推進委員会において方向性について確認しているところでございます。

今後につきましては、歳入確保プロジェクトチームでの会議を継続して行い、遊休資産や未利用資産につきまして貸付や売却等を検討してまいりたいと考えております。

次に、それぞれの課題について、行財政改革推進委員会の中で検討した経過と到達点はのご質問にお答えをいたします。

第4次行政改革プランにて、民間委託、民営化などの推進について所管課及び行財政改革推進委員会において検討を重ねているところでございます。まず窓口業務の民間委託検討につきましては、委託先はございますが、主に窓口業務のみであるため、時間帯で来客の人数にばらつきがあり、現在の現状では委託は難しいと考えております。現在窓口に対応している職員は、来客がない場合は、調査、予算の調整など事務的な仕事をしており、委託の場合は来客がない場合は何もすることがないため、委託しても現状ではあまり効果は得られないことから、民間委託は適さないと結論づけたところであります。

次に、給食調理業務、小学校ですが委託検討でございます。メリットとしては、1人あたりのコストが減額、現在の資金比較では年間1人あたり1万円程度の差額となること、今後の給食施

設設備の老朽化への対応が不用となること等ございますが、デメリットとして、町内地場食材の供給については継続が困難になることなどがございます。

なお、その他委託先との受け入れ態勢の協議や雇用職員の問題など、今後も継続して検討していくこととしております。

次に、社会体育施設につきましては、現在、社会教育施設の建設に係る検討を行っていることから、建設に合わせて指定管理制度の導入を図ることとしております。

なお、指定管理者としては町体育協会を想定しており、条件等も含めて継続協議をしております。

公民館につきましては、大幅な経費の節減や住民サービスの向上は見込めないため、民間委託等はすべきではないと結論づけております。

次に、放課後児童クラブにつきましては、現在地域の2団体に委託していることから、今後とも継続委託と結論づけております。

次に、児童館につきましては、施設の性格上、収入が見込めるものではないため、現状での直営としております。

次に、保育所、幼稚園につきましては、多様化する保育需要に対して少子化による園児の減少、保育士の確保など課題が多く、引き続き検討が必要としております。

次に、健康福祉交流館につきましては源泉を共有していることから、管理については協議をしていく必要があります、継続して協議をしていくこととしており、当面は食堂経営について一部委託の可能性を検討してまいりたいと思います。

次に、西行桜の森は、木工芸館遊鵬、大文字キャンプ場の運営管理のほか、名勝指定であるおくのほそ道の風景地を含めた東稲山一体の樹木の管理、遊歩道の除草等、維持管理が中心となることなどから、現時点では民間委託は困難であると位置付けております。

次に、町長施政方針でも企業立地に向けた誘致活動、起業家支援、働く場の確保と定住を促す安心して暮らし続けることのできる町の実現を目指すことと述べるにとどまっている。具体的な方策はいつ示すのかのご質問にお答えします。

企業誘致につきましては、優遇制度や世界文化遺産平泉の知名度、スマートインターチェンジを含めた立地条件の優位性を周知するパンフレットを新年度において作成することとしておりますし、企業側との窓口となっている県ものづくり自動車産業振興室との連携を強化しながら、誘致の実現に向けてさらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。起業家支援につきましては銀行とタイアップしまして、融資を受けた場合の利子を補給する制度をつくっておりますし、定住に関しましては遊休町有地の宅地分譲等について推進してまいります。

子育て支援につきましては、さまざまな施策を講じているところでございますが、一例を申し上げれば、新年度から実施予定の18歳以下の医療費無料化などが具体的な施策として上げられるものと考えております。

次に、先進地視察はできなかったと思うが、委員会における審議はどのように行われ、新たに取り組むべき方向性を見い出せたのかのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の件についてですが、現在、ふるさと納税の状況は返礼品競争が過熱しており、高額な返礼品や金券などを求めて寄附を行う風潮があり、国も高額な返礼品、返礼割合の高い返礼品などは自粛するよう要請をしているところでもあります。ふるさと納税本来の趣旨は、経済的利益の無償の供与であり、地域社会の形成に寄与することであると考えており、以上のことを踏まえ、歳入確保プロジェクト会議の中では、寄附金に対しての返礼割合は現状のままで取り組むこととし、返礼品目につきましては、平泉町をPRするチャンスであると考えておりますので、平泉町の魅力が伝わるような商品やサービスに特化して進めてまいります。

次に、答弁に即した貸付契約はいつ交わされたのかのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム建設地の入り口部分の維持管理の件について、社会福祉法人寿憩会とは平成28年8月1日付で賃貸借契約を締結しております。その中で入り口部分の維持管理について社会福祉法人寿憩会が行うこととしているところでございます。

次に、厚生省通達との整合性を図る取り組みはどのように進めているのかのご質問にお答えをいたします。

厚生省通達、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置については、平成29年1月20日に新たなガイドラインが示されたところでございます。現在このガイドラインに適合することを前提として検討を進めているところです。

次に、一関市管理者との協議を含めて現在どのように取り組んでいるのかのご質問にお答えをいたします。

一関市と相談したところ、コミュニティFMの電波が平泉町の一部をカバーしていることは知っているが、平泉町における難聴地域のエリアについては把握していないので、解消については当町で対応してほしいということでもあります。町としましては、新年度におきまして放送メディアを使っての町の元気情報発信事業を新たに展開する予定であり、それらによって町全域をカバーしてまいりたいと考えております。

次に、ガバナンスとコンプライアンス体制、危機管理体制について、制定に向けた対応はどの程度進められているのかのご質問にお答えをいたします。

自治体コンプライアンスに係る条例等の制定につきましては、制定までは考えておりません。しかしながら法令遵守、町民から信頼される町政運営のための社会的規範の遵守は当然のことであり、毎週行われる庁議において、その都度、私のほうから管理職に対し指示をし、管理職から職員に対してその指示を伝達させ、常に公平公正な町民の目線に立って町民全体の利益を考え行動すること、法令遵守、危機管理につきましても、常に職員一人一人が意識して行動するよう指示をして対応しておりますし、今後も社会を取り巻く環境の変化を敏感に察知し対応してまいりたいと思います。

次に、条例に基づく基金運用規則は制定されたのかのご質問につきましては岩淵教育長のほうから答弁をいたさせます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

まず、経口補水液の配備ということについてでありますけれども、お見込みのとおり平成28年度も保健室に配備しておりますので、同様の対応を図りたいと思っております。

それから、世界遺産推進基金の運用についてということでもありますけれども、条例第7条の基金の運用について、使途基準の内規を町長が決めました。3月1日から適用となっております。基金運営委員会委員長にあらかじめ相談し、了解の上で制定しているところであります。

続いて、2番の学校における課外活動と教職員の労働実態についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校における部活動休養日の現状と今後の対応についてであります。昨日の議員からのご質問でお答えしたとおりですが、先月、県教委から基準が示されました。平日週1日及び第2・第4日曜日を休養日とする。大会等のため設定した休養日に活動する場合は代替日を確保する。可能な限り平成29年度の早い段階から実施するというふうな通知でございます。今般の通知は、これまでよりも強い形で示されたものであるというふうに認識し、当教育委員会も即日検討を行い、先月21日、中学校に対して再確認の意味を込めて通知を行ったものであります。部活動は学校教職員、生徒だけにかかわることではなく、地域の指導者にも大きくかかわることでもあります。今般の通知により休養日について曜日の指定が求められていることから、特に外部指導者への周知、連絡調整を丁寧に行っていく必要があると考えております。

実際の動きといたしまして、中学校においては職員会議での協議を踏まえ、保護者へのお知らせ文書の配付、PTA役員会の開催、部活動保護者会や外部コーチとの連絡相談をその取り組みを準備しているところであります。教育委員会としましては部活動の意義を認めつつ、活動と休養のバランスをとりながら、生徒一人一人が望ましい学校生活を送ることができるよう、今後も指導、助言に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

2点目の部活動をはじめとした教職員の課外活動指導という言葉を加えさせていただきましたが、指導の実態と今後の対処の仕方でございますが、まずはじめに、部活動における教職員の勤務時間についてお伝えいたします。

平日は午後4時から4時50分までの50分間、それが部活動に充てる勤務時間となっております。土日は午前9時ごろから昼までの3時間または午後1時ごろから夕方までの3時間が練習勤務時間となっております。これは各部の計画によるということでもあります。中総体や新人戦等の大会直前となりますと、平日は6時ごろまでの活動となることもございます。また土日に練習試合、各種大会等が入りますと、場合によっては午前午後とも活動ということもございます。このような場合には、活動時間を多くとった分、別の日に休養日、休養時間を設け、生徒にとっても教職員にとっても活動と休養のバランスを常にとりながら部活動を行っているところであります。

今後の見通しとしましては、先ほど答弁のとおり、県としての統一的な部活休養日の設定について通知があったことを鑑み、適切な練習日、練習時間及び休養日を設定しているかどうか、指導監督を行うとともに、子ども達の成長という観点と先生の超過勤務問題という観点の両面から、

望ましい部活動のあり方について今後も協議を重ねてまいりたいと考えております。

3点目の教職員の労働環境改善と使用者が講ずべき措置についてでございますが、教職員の労働環境改善につきましては、町内各校において取り組みがなされております。

その1つ目としては、各校ともノー残業デーを設定し、長時間勤務が慢性化しないよう、管理職が声がけをし注意を払っているところでもあります。大きな行事の直前や評価の時期等、繁忙期には残業が出ることも現実的にはございますが、一方で早く帰ることのできる日はなるべく早く帰るように促しているところでもあります。

取り組みの2つ目としては、各学校の学校日誌がありますが、そこに記載されている最終退庁者と退庁時刻を管理職が毎日確認し、特定の職員ばかりが最終退庁者になっていないか、退庁時刻が過度に遅くなっていないかなどを確認しております。また特定の職員に業務が偏らないための方法として、それぞれの業務の効率化を図るためフローチャート図等も作成活用しながら、進捗状況を確認し、個人ではなく組織として迅速かつ確実に業務を遂行できるようにしております。

取り組みの3つ目としては、有給休暇、特別休暇、振替休日等を確実に取得するよう、あらかじめサポート体制を示しながら促すとともに、各種健診や通院も含め、健康維持、健康管理に関することについては最優先にするようにしております。

以上、さまざまな取り組みを行っておりますが、何よりも一番大切なのは、疲れていないか、悩みを抱えていないか、教職員同士お互いに声をかけ合いながらみんな協力し合う雰囲気醸成であり、これこそが昔からある教職員のよい文化の一つであるというふうに思います。

学校における労働安全衛生管理体制の整備につきましては、労働者数が50人未満、本町は全てそうでございますが、事業者の講ずべき措置として定められている安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならないことから、各学校とも協議をしながら、早急にその体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

順序が逆になってしまいましたが、1の(2)の幼児教育の援助事業についてでございます。

子育て支援の充実につきましては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして各種施策を推進しております。特に教育、保育に係る助成事業として、保育料につきましては年齢制限と所得制限なしで第2子を半額、第3子以降を無料、年長児は1万円を上限とするなど、軽減措置を国の施策の範囲を超えて実施しているところでもあります。平成29年度において国の幼児教育無償化に向けた取り組みの段階的推進が予定されており、低所得の多子世帯やひとり親家庭の保護者負担額の軽減をさらに図ってまいります。

また、子ども医療費助成につきましては、これまで県の医療費助成事業が所得制限を設けて小学生の入院までを対象としているところを、所得制限なしで15歳まで対象年齢を広げて実施してまいりました。平成29年度からは、さらに対象年齢を18歳まで拡大して給付する予定でございます。このことにより、今年度から就学前児童等の現物給付とあわせて、児童生徒の健康の確保と子育て家庭の一層の経済的負担軽減を図っていくところでございます。

長くなりました。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それぞれ答弁をいただきました。総論では理解できるわけですが、それぞれ各論についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず最初に、教育長の今の答弁にかかわってお伺いをするわけですが、教育長は長い間教壇に立って教鞭を振るわれておったわけですが、その長い生活を通じて教職員の実態、酸いも甘いも十二分承知をしておられると思いますので、そういう意味では熱のこもった答弁をされるのではないかと考えています。ぜひ簡潔なお答えをいただければというふうに思います。

まず最初に、部活動の県教委の指導にかかわっての関係ですが、おっしゃられたとおりの通知が出ていますね。そうすると、これから4月以降、校長会議などを通じてそれが実行に移されていくというのは大体いつごろを想定されておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

昨日も答弁をさせていただきましたが、中途からスタートするのではなくて、4月頭からこの形をとることが望ましいというふうに考えております。ただそう言いながらちょっと話が弱くなりますが、先ほど申しましたように、学校現場では職員会議で意思統一をする、保護者へのお知らせの文書を配付する、PTAの役員会を開催して理解を得る、そして部活動の保護者会や外部コーチとの連絡相談を行うというこういう手順が必要というふうになります。よって、張り切って4月頭からと言いましたが、その周知期間といいますか、そういったあたりはずれが出てくるのかなというふうに思います。

ただ、もう1つ、昨日もお話ししましたが、先ほどお示しましたように部活の時間というのは4時から4時50分、これが定義です。例えば中総体前には延長を認めてくれという子ども達の訴えによって、6時とか6時半下校とかというふうになります。そのほかに育成会練習、いわゆるスポ少の練習が入るというこのことが、昨日もお話ししましたように帰宅時刻が遅くなるというふうな問題を抱えているわけで、実はそのことを外部コーチの方々、保護者会の方々とも協議をしながら、いかに適正にといいますか、いわゆる子ども達の家庭生活を保障するという意味合い、あるいは家庭学習をというふうな意味合い、健康管理も含めてであります。そういったあたりについての協議は、また別枠で話を進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

関係者とのコンセンサスをしっかりと図っていただくということは極めて当然のことでありま

すから、それはお願いをいたしたいというふうに思います。

そこで、ちょっとお伺いをしたいのですが、いわゆる大会等に参加をした場合の扱いなのですが、答弁では代替休日などを設けるということになっているわけですが、例えば日曜日に大会があって先生が引率兼ねて行くと。では、いつ休むかという、月曜日は授業があって休めない、火曜日と同じということで、なかなか休めない実態があるかというふうに思うのですが、そういったところも今後の検討の中でしっかり生かしていただいて、やっぱり労働力の回復ということをしっかり図って、先生自身も健全な体調で子ども達を教えていくということをしていただきたいというふうに思います。

そこで、部活にかかわる部活動指導手当というのがございますね。今度は文科省は600円上げたようですけれども、この部活動指導手当、今の話を伺いますと、日常の部活動については適用されない。3時間未満ですからね。そうすると、これを4時間に満たない部分の扱いを将来的に考えていく必要があるのではないかという、今日は問題提起だけさせていただきますので、それをぜひ検討素材にさせていただきたいと。

そこで回答いただきたいのは、教職調整費という制度がございますね。これは1日あたり大体先生によっても違うのでしょうか、時間的に言えば24分がカウントされるわけですが、これは育成会練習に先生が立ち会った場合もカウントされるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

まず、土日に大会等があって子ども達はその活動をしたというふうな状況においては、子ども達の活動については、基本的には平泉中学校では部活によって違うかもしれませんが、私が校長から聞いているところでは、月曜日は活動なしの日にするというふうな形で、いわゆる休養をとるところが基本的な考え方というふうに聞いておりました。

先生方については、先ほどお話しありましたように、部活動の手当が出ているというふうなことでありますので、それで例えば代替をとるかというふうなことはしていないというふうに思います。大会により、例えば中総体などの全部のクラブが組織的な形で動くというときには、子どもも例えば土日大会であれば月火が休みとかというふうにして、それに合わせて先生方も休みをとるわけですが、例えば冠大会、いわゆるいろんな協議団体が行う大会に参加するという、それにはあてはまらないというふうな形になってしまいますので、先生たちの休みはとれないというふうな格好になるというふうなことであります。

それから、教育調整費の部分でありますけれども、これはいわゆる国が決めた形の考え方でもって支給されているものでありますので、本町独自でというふうな形はなかなか難しいかなというふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

もっともっと聞きたいのですが、時間が押していますので、ちょっと先を急ぎたいというふうに思います。

1月の今年の24日の岩手日報の「論壇」に、たぶん、教育長の先輩の先生にあたるのだと思うのですが、奥州市の小田島さんという方が、先生方というのはなぜ多忙なのかと、行政も含めてしっかり考えてみる必要があるという投稿をされていますよね。

そこで教職員の労働時間管理についてお伺いします。先ほど労働安全衛生規則に基づく労働者、いわゆる先生方の労働安全衛生にかかわる意見を聞く場を設けるという答弁がありましたから、それは学校単位でやられるのか、それとも教育委員会単位でやられるのか、そこだけちょっと確認させてください。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

この件については、教育委員会、大変遅れておりまして、本来であればもっと早く組織をしなければならぬ問題であったというふうに反省をしております。先ほど申しましたように、町内の学校全て、教職員50人以下でありますので、教育委員会としてその委員会を立ち上げると。そこに各学校から、例えば具体的には管理職もあるでしょうし、あるいは養護教諭もそういう役割を担っているわけでありまして、そういった方々にお集まりいただいて、現状、いわゆる問題点は何だと、課題は何だと、改善点はどういうふうなことで年間何回かの会合をもって協議をし、改善を図っていきたいというふうに思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

これも確認です。その設置をされる会は、労安則23条に定められた会議体であるという理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

申し訳ありません。その条項について、私、勉強不足でありました。これからそれを見て、例えば職員団体の代表などというふうなことも、実は職員団体からもその委員会をつくるべきだというふうなそういう要求、要望も受けておりましたので、いずれ勉強して、そこらあたりの組織づくりについては考えてまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ありがとうございました。もう1つあります。幼児教育の援助事業について多くを申し上げません。国も制度の改定をするわけですが、ただ国の場合は親の収入額を切り下げをする

という条件がついております。本町の場合は答弁を聞きますと、所得制限については設けないというふうに聞いたのですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そのとおりでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

町民福祉課長が答弁されるのだらうと思っていたのですが、教育長答弁されましたので教育長にお聞きをしました。

さて、それでは町長のほうにお聞きをしたいのですが、昨日も同僚議員が話していましたが、町長は町政運営の基本方針として、当町ならではの独自性を強く押し出すのだと、そして議会との対話を重視し尊重すると、このように言われているわけであります。このことは、取りも直さず議会における答弁の履行をやっぱりしっかりするのだということ、それが議会と執政側の信頼関係につながっていくというふうになるのだと思います。

そこで、18分しかないのだからなのですが、1つは町の公有財産の管理について、実は12月会議で私は非常にずさんな管理をしていますねという指摘をしました。議長の許可を得てA4判の写真を町長に指し示したのですが、なぜ、まだ3カ月たっても、老朽化で解体をしなければならないような建物の中に町の貴重な財産を盗んでくれと言わんばかりに放置しているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

その点については、ご指摘いただいたとおりでございますけれども、いずれ中に保管している町有の備品ということにつきましては、水害救助用の船舶と、それから鳥獣保護用の機具が保管されているところでございます。いずれこの物については、今度、道の駅が4月後半にオープンするわけでございますけれども、その道の駅のほうの倉庫のほうに格納していただくというようなことで了解を得ておりますので、いずれ道の駅が建設されましたらば、すぐにそちらのほうに保管をするような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

指摘をされて放置をしてきた。あそこはもう解体するし、ボートを保管するに道の駅が一番便利だと、そういうことであそこに移すのではなくて、この後、ガバナンス問題、コンプライアンス問題やりますが、やっぱり町民の貴重な税金で購入した救命用ボートですよ。明日にも朽ちる

かもしれない建物に放置していて、即応性も何もとれないのではないですかと12月議会で言った。それをまだ放置しておくその姿勢が、私は危機管理ができていないと。

町長、いつも言うではないですか、想定外のことがあってはならないのだと。想定外のことを想定をして対応しなければいけないというのは町長の口癖ですよ。それをやっぱり皆さんしっかり受け止めて対応してください。もう時間ないから次へ行きます。

平泉町のガバナンスとコンプライアンスの体制、いわゆる危機管理体制についていきます。

制定はする考えはないと、こういうご答弁でありました。今後定めるかどうかはわからないわけですね、方向性は出していないから。しかし12月会議の中では定めることを含めて検討せざるを得ないでしょうって答えていますよ。この議事録あげたではないですか。なぜこんな状況になっているのですか。自治体の法令遵守、いわゆるコンプライアンス、ガバナンスというのは、極めて一般の企業と違って大切な問題なのです。いかに自治体が努力したって、この自治体の危機というのは必ず発生する、こういうことは学者が口を酸っぱくして言っているわけですよ。

自治体における危機というのは何なのかと言え、あの岩泉に見られるような大災害の発生時や損害賠償提起される、あるいは住民訴訟提起をされる、さらには職員の不祥事が発生をする、さらには学校での子ども達のいじめ問題などが出てくる。さまざまあるわけですよ。

そういう中で、今日町長が述べられた答弁というのは、地方公務員法32条に書いてあることをそのまま言っているだけではないですか。これは2年前に決算の中で監査委員から指摘をされた事項が2年続けた、去年も。一昨年と去年と。そのことを受けて、いかなものですかと、どういう対応をしたのですかと言ったら、今日答えた答弁と同じ答弁を決算委員会でもしたのですよ、皆さん。何の進歩もないではないですか。決算委員会でどのようなことを審査意見として出されましたか。忘れたわけではないでしょう。町民の信頼確立と福祉の向上を図るためコンプライアンス確立に努められたい、こういう意見書が付されて議会はあの決算を認めたわけですよ。現状を改善する姿を何らとられていない、同じ答弁を繰り返して、そのこと自体が意識の欠如だというふうに言えませんか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまご指摘いただいた内容につきましては、いずれ条文化しなければならないというご指摘ではなかったというふうに理解しております。いずれコンプライアンスの遵守、法令遵守以上のものではございますけれども、これにつきましては町長から答弁申し上げましたとおり、指示等々されている中で、庁議の中でそれぞれの管理職にも伝えながら、職員にもその内容を伝えていくというようなことでございますので、常に危機管理は持った中で対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そんなことを言うのだったら開き直りですよ。では町有財産の条例定めるところの査察職員というのは何をやっているのですか、例えば。答えは出せないでしょうから言わなくていいから。そういう職務を持った職員は割り当てられている。それが町長に報告をしていないということなのだから。

さらに辛辣なことを言えば、平成27年度決算の関係書類の中で、議員から指摘をされて二度も決算書類の数値を訂正をする、あるいは資料請求をされて出した資料の誤りを指摘をされて差し替えをする、そんなことが平気で行われている。町長に庁内で起きていることがスムーズに伝わるといって体制がとれていないのではないですか。まさに統治ができていない、ガバナンスができていないということなのですよ。

隣の首長さんは、やっぱり決算問題で指摘をされて、自らの報酬を減額をするということで市民に謝罪をしました。これは町長にそれをやれということを求めているのではないですよ。町長のところに情報がきちっと集まって、町長が的確に指示をできるような企業のガバナンスというのをつくるべきだと言っている。どうですか、町長。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまご指摘のあった部分については、私も常日頃からそういった危機感を持って職員にも指示を出しているところであります。それが、いかんせん現実的にそれが残念なことに行き届かなかった部分については、私も大変申し訳なく思っております。今後はさらにその統治能力をはっきり持ちながら、しかと進めていきたいと思っております。

ただ、こういったことは、当然書き物にしてあらわしたからということには当然なりませんので、これは常に危機管理を持って、そして統治能力を持って、そして町民の安心・安全をきちんと確保すべき対応を現実的に実務的に日々やる、そういう立場にありますので、今後なお一層注視して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

町長自らそういう答弁をされるわけですから、同じ質問がまたこの議場で行われるということのないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、土地の無償貸与に伴う契約内容についてお伺いします。

今日の答弁でいきますと、7月19日の答弁以降、いわゆる法人と契約を結んだということになっていますね。答弁を裏付ける契約書というのはいつ交わされたのですか。ここに割り印のついた答弁であった8月1日付の契約書があるのですが、答弁で述べられたように町道の竜ヶ坂線から旧校庭まで行くところの補修責任をあ法人に任せるといっては一言も書いていない。もう1つ契約書あるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

そのときに契約した内容の中の第10条の規定をもって、その内容を解釈しているところがございます。特にそこに具体的に入口部分の管理については借り入れ側の乙がやるものとするというような形の詳細な記述はございませんけれども、第10条をもってそれを理解するというところでございますし、もちろんそういう案件が発生した場合については、乙に対してその10条をもって対応させていただくというようなことでございますし指示もすると。その前に、これは解約するというような条項でございますので、それについては、その前にきちんと乙がやるべきことについてはやっていただくというようなことを示しながら、対応させていただくというようなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

もう少し真摯に答えてください。何のために私が一般質問質疑の検証というものを投げかけたか、そして何のために私が自分で整理をした議事録を皆さんに事前に出したか、何て言っているのですか、総務課長。法人のほうに適正な維持管理をしてもらうというような項目を付け加えると。どこに付け加わったのですか。加わっていないではないですか。そんなこの場だけをしのぐような答弁してだめですよ。どうするのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

再度のお答えでございますけれども、いずれ用地賃貸借の契約書様式がございます。その中の先ほど申し上げましたとおり10条の中の規定を介しまして、その中でそういう形のもの、そういう乙側に管理上の不行き届きがあった場合については、それをもって対応させるというようなこととお話をしているところでございますし、それをもって対応できることというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

こじつけですよ。10条、何て書いてあるのですか。甲は乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、維持管理をしなさいという義務は課せられていないの、これに。課せられていないのに、どうやってそれをやらせるのですか。もう時間ないからこれ以上やりません。ただ現場見てください。既に工事用車両の出入りによって町道が波打っているのですよ。そういう現状になっているの。真剣に答えてくださいよ、本当に。

企業誘致の関係にいきます。もうこれは続けて6月会議でやらせてもらいますから。

先ほど、佐々木雄一議員が非常に大事なところを質問しております。重複しないようにお聞きをするのですが、県が定めました北上川流域地域産業活性化基本計画というのは、今年の3月で終わりですよね。そうすると新しいやっぱり企画、計画が出てくると思うのですよ。その際に平泉町として新たなそういう県の活性化計画が策定されるのに合わせて、県とタイアップをしてきたことの課題と、町としての改善点が何かにかあったと思うのですよ。それは分析されていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

企業誘致に関してのことでございますよね。企業誘致は先ほど申し上げたとおり、県とさまざまな面でタイアップしてきておるところですが、結果は出なかったというのは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、課題等に関しましても当然のことながら相手ある話ではございませぬけれども、さまざまございました。その中で県とは、ものづくり産業課のほうと自動車産業をメインに、やはり平泉に誘致していくべきだということで今一致しておりまして、そのような形で県と一緒に進めてまいりたいというふうに考えております。その中にはやはりスマートインターの建設等もございませぬし、そういう平泉に優位な条件も具備されますので、それらを生かしながら町と県と一体となって進めてまいりたいというふうに思っておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

これも6月会議で再度取り扱わせていただきます。

次に、基本計画の中の行財政改革推進会議のかかわりについて。1年目が間もなく終わるわけですが、この1年目の総括というのはいつ示されるのかということ、それから、これは総務課長に6月会議で質問しますから答弁をしてほしいのですが、1年目でもう計画変更しなければならぬという状況が見えたわけですよね。そうすると平泉町にある再任用条例、この再任用条例に基づく経験豊富な職員の能力活用の一環として、ここに加味することはできないのかどうか、これは検討をぜひしておいていただきたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税の関係、これも6月会議でやらせてもらいます。もう時間ありませんから。還元率10%の平泉が還元率変えませぬなんていうこと、国がいろいろ言っていますというのは、還元率が非常に高いところ、70%、75%を超えているところ、あるいは商品券のようにすぐに換金措置ができるようなもの、パソコンのような家電製品、これはだめよと言っているのであって、平泉のようなことを言っているわけではないのです。そこのところをしっかりと受けとめて、より具体的なプロジェクトチームでの討議をお願いしたいというふうに思います。残ったのがいっぱいございますので、6月会議でもう一度お聞きをしたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告9番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告9番、3番、阿部圭二です。

さきに通告していた5点について質問をいたします。

1点目、ひきこもりについて。

社会の構造上の問題で生み出され続けるひきこもり。本人は自分が悪いと思いつつ社会を恨み、家族は自分の育て方が悪かったのだと将来を思って、おろおろする。その構図こそ、解きほぐされなければいけないものですが、1、全国的にも問題となっているひきこもりですが、現状はどのように把握しておりますか、伺います。

2、現在のひきこもりに対する支援や対策はどのように行われていますか、伺います。

3、2年を過ぎると長期化すると言われていたひきこもりですが、早い段階での取り組みとして、居場所づくりと相手に寄り添う形での支援が望まれます。ひきこもりから抜け出た人たちが対応する安心する場所が必要と考えますが、いかに考えますか、伺います。

2点目、所得の低い若者などがスキルアップするための支援を。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が始まりました。そこで高校卒業程度認定試験などの各種試験費用、交通費などの費用の一部を負担してほしいがいかに考えますか。

3点目、高齢者の自動車が安全運転をするための支援策として、最近、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が頻繁に報道されています。後付けで急発進防止装置の費用の一部を平泉町などで負担してほしいが、いかに考えますか伺います。

4点目、学校給食無料化について。

昨年4月時点、小中学校の給食の完全無料化は全国で44自治体でした。今年の4月で少なくとも55市町村になるようですが、昨年議会で質問いたしましたし、総務教民常任委員会は視察もしてきたようですが、どのように考えていますか伺います。

5点目、道路側溝改善について。

平泉町の町道、更の上線金堀沢付近の排水溝で、上流で低く下流が高いところがございます。以前より町の指摘されていた部分の対策をとってほしいと考えますが、いかに考えますか、お伺

いします。

以上。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

4番の学校給食無料化についてのご質問につきましては、後ほど岩渕教育長から答弁させます。

私からは、1番のひきこもりについて、2番の所得の低い若者などがスキルアップするための支援について、3番の高齢者の自動車の安全運転のための支援策について、5番の道路側溝改善についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番のひきこもりについてのご質問の①ひきこもりの現状をどのように把握しているかのご質問にお答えをいたします。

まず、ひきこもりの現状についてですが、ひきこもりはさまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す言葉です。ひきこもりの現状を把握することは困難ですが、平成22年の内閣府調査によると、全国の15から39歳でほとんど外に出ない方が23.6万人、さらにその人数に自分の趣味等に関する用事の時だけ外出する人を加えると、広い意味で69.6万人と推定されております。その割合は約1.8%となっており、平成29年1月末現在の平泉町の15歳から39歳の人口1,724人に当てはめると、広い意味でのひきこもりの方の人数は30人前後と推定されます。

次に、ひきこもりに対する支援や対策はどのように行われているのかのご質問にお答えします。

保健センターが、こころの相談窓口となって随時相談を受けています。また相談窓口一覧表を作成し、全戸配布や各種健康教室等で住民に配付し相談窓口を周知しております。一関保健所が開催しておりますこころの健康相談にては、専門医師による相談の紹介や地域生活支援事業の相談、支援事業として地域活動支援センター平泉ほか、一関市内の相談支援事業所に委託して相談にあっております。

次に、③ひきこもりの早い段階での取り組みとして、居場所づくりと相手に添う形での支援が望まれます。ひきこもりから抜けた人たちが対応する安心する場所が必要と考えるのが質問にお答えをいたします。

ひきこもりの方の安心する居場所づくりといたしましては、一関保健所が月2回、フリースペースひだまりを開催し、本人やご家族の気持ちに寄り添いながら交流や情報交換の活動を行っております。また就労を希望する方には、いちのせき若者サポートステーションを活用し、職業意識の啓発や就職のための自己スキルアップなど、就職、生活に関する相談プログラムで就職に向けた活動を行っております。今後とも相談体制を充実させ関係機関と連携をとりながら、ひきこもりの方が社会にかかわる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、2番の所得の低い若者などがスキルアップするための支援についてのご質問にお答えをいたします。

働きたくても仕事がないなど、さまざまな理由で生活に困窮している人に包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度がありますが、平泉町分については岩手県が一関市社会福祉協議会にある一関生活困窮者自立相談支援センターに委託して実施しております。この制度は就職や住居などの暮らしの悩みに応じて相談支援員が支援プランを作成し、関係機関につなげていくことなどを主な内容としています。特に就労については就労支援準備支援事業があり、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

一方、働く意欲を持っている方が能力開発やキャリア形成を支援する国の制度として、雇用保険の一定の期間を満たしていれば、教育訓練経費等の一部を支給する教育訓練給付制度があります。また低所得世帯の高校、大学等の修学資金の貸付制度として、教育支援資金の無利子での貸し付け等を行う生活福祉資金貸付制度があります。町としてはスキルアップのための国のさまざまな制度の活用を促していくこととし、また特にも生活困窮者にあっては一人一人の状況に合わせた支援を関係機関と連携して対応していきます。こうしたことから各種認定試験費用等の一部の町負担については現在考えておりません。

次に、3番の高齢者の自動車の安全運転のための支援策についてのご質問にお答えします。

高齢ドライバーによる事故が全国で相次いでいますが、こうした中、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全装置がついた先進安全自動車が普及し始めてきています。また急発進防止装置の後付けについては、市販のものがメーカーから販売されてはいるようですが、安全装置としての有効性等を考慮する必要があり、今後のメーカーの開発状況を見極める必要があると考えます。こうしたことから、急発進防止装置の後付け費用の一部の町負担については現在考えておりません。

なお、高齢者の交通安全対策としては、免許証更新時における自動車教習所での講習の受講義務をはじめ、各地区の交通安全教室や反射材等の普及、高齢者の交通事故防止県民運動の展開など、警察署など関係機関と連携しながら、高齢者の身体機能の変化に応じたきめ細かな交通安全教育指導を推進していきます。

次に、5番の道路側溝改善についてのご質問にお答えいたしますが、現地調査を行うとともに、地元行政区長等の意見をお聞きし、適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

4点目の学校給食無料化についてのご質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、以前にもお答えしましたが、学校給食法により学校給食に必要な施設設備の維持管理費と運営に伴う調理などの人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者負担と定められており、小中学校の給食関係費用は平成27年度決算においては4,200万円ほどとなっております。また保護者の給食費負担として、小学生1食あたり254円、年額4万4,300円、中学生1食あたり307円、年額5万600円を負担していただいております。

なお、生活保護及び法に準ずる低所得世帯や多子世帯につきましては、就学援助制度等による給食費負担分の給付や支援措置がなされております。

議員ご質問の給食費の無料化につきましては、子育て支援策などとして一部の自治体で実施しているものと認識しております。当町におきましては子どもの貧困化対策や少子化対策、子育て支援、また税金の公平負担についてのさまざまな観点から検討してまいりましたが、仮に実施するとすると、小中学校児童生徒分で2,600万円ほどの予算が必要となり、財源的な問題もあり、給食費の無料化については困難な状況となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

ありがとうございます。それでは、1番から順次質問させていただきます。

ひきこもりについてでありますけれども、町の対応としては、たぶん最初の実態調査が必要かなと思うのであります。今回の数字もそうであります、私も何人か聞きましたけれども、何人かは出るのでありますけれども、実態の数字というのはそんな確実な数字とは思えません。そして近くの市町村で調査をしたという話も聞きますので、そういう部分を考慮しながらやっていただければいいかなと思うのですけれども、どういう調査かというのは詳しくはわかりませんが、アンケート調査だったような話は耳にしておりますので、どのような形かはわかりませんが、とりあえず調査をして数字を出していくということが、まず基本ではないかなと思います。

それから、次にひきこもりの部分について、確かに町ではなかなか対応し切れない、一関市の部分まで行ってというような部分もあるのですけれども、ひきこもりで家にいる方が果たして表に出られるかどうかという部分も、また問題の部分だと思っております。その中で町として今できそうな部分というのは、家族会とか、そのひきこもっている方々が集まって話ができるような部分、自助会みたいな形でしょうか、そういうような形がまず手頃な部分かなと思うのです。ともに話をしていけば、心の傷なども少しずつほぐれていく可能性もございますし、ただそれにはある程度のそこにもいつでもいられるような場所、そういう部分が必要になると思います。まして一関まで行ってとか、平泉町で月に何回かというような部分ではなくて、ある程度1人の人がずっと詰めていて安心できる場所というのは必要になるのかなと。この部分が一番ポイントになるかなと思っております。そして、その後の就職というか働き口というか、少し軽くなってきたらそういう部分が必要になると思います。

2点目のスキルアップの部分ともつながっていくのですけれども、いきなりそこになるとは思えないのです。当たり前のことですが、そういう部分で町の補助が必要になるかなと思うのです。バイトのような形とか家の中でできる仕事なり、農業従事者に対して少しの何日か手伝いに行く程度のものとか、そういう軽い部分も考慮しながら少しずつ表に行って働けるというような形態をつくっていただくことが一番望ましいのではないかなと。そんなに一気にできるとは思えませんので、その辺を考慮してぜひやっていただければいいかなと。

ただ、今回数字上は平泉町で30人という数字が出ましたけれども、ある程度これは比率でやったのだということなのでございますが、平泉町にこれは39歳までの数字ですけれども、実際40歳代の方が一番ひきこもりが多いという話なので、全国調査でもその辺ははじいている数字なのですよね。実際問題、40代がかなりの数字になると思うのです。当町でもたぶん何人かいると思われましても、その部分も考慮して、大体59歳ぐらいまでの人たちを考慮、ひきこもりの対象者として上げて調査していく必要があると思います。そんな中でやっていければいいかなと思うのです。こんなに若い人がいるのかなという数字だと思うのです。30人の若者を平泉に引き込んでこようと思えば大変な苦勞が、我々自身、行政側では苦勞をすると思うのです。今30人の方がここに眠っていると思えば、この部分について手を差し伸べていくというのは必要不可欠な部分ではないかなと思います。この部分で何かありましたら、ぜひ答えていただければいいかなとお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員ご指摘のとおり、ひきこもりの問題は全国的に大きな問題ではあると考えていますが、いずれ平泉町でも数字的には比率的にはそういうふうな数字となるというだけで、実際には具体的なところはわかっていないのが実態でありますけれども、いずれ個人のケースとかご家族の問題もかかわって、なかなか調査することまでは今までもいっていないという状況がありますし、また町内に例えば家族会みたいなものを設けたらどうかとか、逆に町内であるから言いづらい状況もあるという、そこも聞いております。

いずれ、保健センターではその相談窓口は保健センターということで、広い意味でこころの相談、ひきこもりも含めて対応しております、できるだけそれを周知して相談してほしいということでやっておりますが、こころの相談窓口には過去3年間29の方が相談に来られまして、そのうち3人がひきこもりの相談がありました。いずれこれは町の保健センターだけで解決できる問題ではありませんので、常に保健所と連絡とりながら、どのような体制、どのような対応がよろしいのかということは、やはり協働して対応しているのが現実です。

それから、そのひきこもりの本人、そして、もしくはご家族の方が相談して、そしてともに考えるスペースとして、先ほど町長申しましたけれども、月2回、フリースペースひだまりというところがあります。そこでも過去3年間を見ますと、平泉町では3の方が、本人ではなくご家族の方が参加しているという状況になっています。そしてさらに働きたいという若者の方に就労を斡旋するようなプログラムをやっている、いちのせき若者サポートステーション、ひきこもりの方が出てそういうふうな仕事に就きたいという方を支援するわけですが、これが過去3年間で8の方が町内から利用してしまして、3の方が就職に結びついていると。うち1人は短時間の働きのですけれども。そういう形でできるだけ窓口として紹介しながら相談体制をとりながら、その方もしくは家族を支援する体制で今のところはやっていきたいとは考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ありがとうございます。そのとおりですね。なかなかすぐには対応できないというのは本当、当たり前のことだと思いますし、家族の方も何とかしたいと思っている部分もありますでしょうし、そういう部分で大変だと思います。ひきこもりの部分と次のスキルアップの部分と、ちょっと重複する部分もありますので、その辺をちょっと加味しながらやらせていただきますけれども、さっきの仕事確保の部分と、今回ひきこもっている方が働きに出ていくような状態まで行ければいいですけれども、そういう状態までなっていくのにサポートステーションという形のことをお聞きしました。これは2006年からやっているみたいなのですけれども、実際ひきこもりは2001年から政府はずっと始めてきて、2、3年に1度ずつ、いろんな形態をたどりながら若者自立・挑戦プランとか若者自立塾とか、名前はいろいろなのですけれども、結果、政府としても対応に苦慮している部分だと思うのです。そういう部分でサポートステーションが始まり、政府では2009年11月にはひきこもりのサポステ自身、2013年の11月には要らないよというような不要論まで出た話もございます。そういう部分で、結構、今のサポートステーションは仕事さえ与えればいいのだというような部分があるというような話も聞きますけれども、そういう部分ではどういうふうに認識しておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

サポートステーションでは、確かにももちろん仕事につくというのは最終的な目標ではあるようすけれども、いずれ個人間のつながりなども大切にしながら、そのひきこもりになる方の理由というものもいろいろな理由があるようで、その理由なども勘案しながら、いろんな個人に合った対応を検討してご苦労されているようですので、単なる仕事だけの斡旋ということではないとは私たちは考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ありがとうございます。ひきこもりは本当に難しい問題だと思うのです。結構あまり触れたくない部分の話題でありますので、家族の方にもそうですし、町としてもこんなにいるのだとはとても大っぴらに言えるような数字でもないとは思いますが、でも限りなくこの方々が次のたぶん平泉を担っていく方々になると思うので、できる限りのサポートを我々議員も町側もやっていただければいいかなと思います。そういう部分の人たちを盛り上げていければ、平泉もこんなに多くの方が若者がいるのだということを知ることができると思いますので、その部分をお願いして、2番のスキルアップのほうに引き続き移行していきたいなと思います。

このスキルアップの部分のことというのは、実質、私がこう言っている部分のことなのですけれども、中にはこの部分を県でやっている事業というところもございます。なぜかという、あ

る程度の階段を上がるようにステップアップしながら所得を増やしていけば一番いいわけで、その部分に特化するためにも、こういうサポートが必要かなと。

ただ、ある程度そのスキルアップをするためには、講習会なりそういう試験を受けるためにもそうですけれども、かなり時間的な部分も必要ですし、仕事を休んでそういう場に行かなければいけない部分というのが出てくると思うのです。そういう部分をできれば町で補填してほしいということから始まった部分で、それこそ、その本人にとってもいいわけですし、町にとってもとても有効な手段だと思っているわけで、ぜひこの部分に入ってほしいなと思うのでございます。

先ほども言いましたけれども、この部分で自立支援法の部分で入ってくるのですけれども、サポート的にはそこでは意外としてもらえない部分が多いのですよね。実際、事業的にはいくつもあるのですけれども、必須事業と任意の事業が結構重なっていて、ここまではやらないよという部分が結構あるわけで、そういう部分も含めて、平泉町でちょっとその部分にひっかからない部分というのを出していただきたいということで出させていただきました。どうでしょうかね、平泉町ではちょっと出せないとは言っていますけれども、今回、結構いろいろな支援を自立支援ではやっているのですけれども、住居の確保の部分とか就労の準備の支援の部分とか、家計の相談支援とか就労訓練の部分、この訓練の部分に入ると思うのですけれども、ぜひ考え直していただきたいと思っているわけで、多少の部分、考慮してやっていただきたいなと思うわけです。これ以上はこの部分はないと思いますので、ぜひこの世界というか、この部分に手を差し伸べてほしいと思います。

そのまま、次の3番の高齢者の自動運転のほうに、車の安全運転をするための支援策のほうに行きたいと思います。さっきの部分はぜひ、いずれ必要になってくる部分だと思うので、皆さんにも考えてほしいと思います。

高齢者の自動のやつなのですけれども、この装置的には約4万円ぐらいのものなのですけれども、後付けの装置なのですが、1年間の保険が加わっておりまして、1年間は付けても安全だぞというような部分が入ってしまっていて、その全部ではなくて少しでも町で負担していただければいいかなと思います。お年寄りだから免許を離せばいいのだというようなことを結構言う方もおりますけれども、免許があつて一応買い物、銀行にも行けるということなので、ぜひこの部分お願いしたいと思うのですが、先ほどの安全という部分では保険が入っていますので、どうかと思いますが、どうでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

その前に、先進安全自動車といったようなものが普及し始めてきているというのは、先ほど町長のほうから答弁を申し上げましたが、これは衝突被害軽減ブレーキとか、あるいはペダル踏み間違い時の加速抑制装置とかの3、4件ぐらいのあったものが、先進安全自動車といったようなことになっておるようです。これはカメラが装着されておりまして、それと制御装置が連動して

いくというような車のようです。これらに対してほかの事例見ますと、一部補助といったようなものは出始めているということのようです。

それで、後付けの急発進防止装置についてでございますが、メーカーで出始めているのは、議員ご指摘のように4万円ぐらいというふうなものもこちらも見えておりましたが、ちょっと警察のほうに、ちょっとこの辺のことが出ているのですが、その有効性といいますか、その辺の評価というのはどの程度あるのでしょうかというふうなことを聞いたわけだったのですが、警察のほうでもやはりカメラと同時にないというふうなあたりとか、いま一つ全体の評価が定まっていなくてというのが現状のようですので、ちょっと警察のほうでもそれ以上、メーカーとしては出始めているというのはわかっていましたが、ちょっといま一つ、この有効性に考慮すべきところがあるのではないかなというふうなことで助言はいただいたところでございます。

そういったようなことで、一番いいのは、やはり先ほど申しあげましたカメラ等が装着されているようなものとの連動する先進安全自動車といったようなものが、きちんとこれは評価はあるようでございますので、そういったようなものが一番ベストなのではないかなというふうには考えております。ということで、いま一つ、その辺の評価が定まっていなくてあたりがちょっとあるなということがございまして、こういうことになってございます。

それで、こちらでは特に高齢者への安全教室などにおいても、単なる歩行者としての高齢者の交通安全だけではなくて、運転者としての交通安全といったようなものも、この安全教室の中で警察の方に来ていただいて、その注意事項について毎回呼ばれば行ってやっておりますので、そういったようなソフト面での対策も現在行っておりますので、そういったような形で対応できればというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

ありがとうございます。警察の話が出たので、ちょっとこちらのほうもお年寄りに対してちょっと言っておこうかなと思うことがございます。今回の急発進に限らず、お年寄りイコール急発進の事故が多いのだという感覚がありますけれども、実際は若い人のほうがずっと多くて、お年寄りだから急発進が多いとかっていうことではないわけで、ぜひその部分も。

ただ、私も考えるのですけれども、急発進防止装置がついて、ああ、この装置があるから安心して出られるのだというような思いで、家に閉じこもらずに買い物等、銀行に行くなり、そういう部分で元気なお年寄りが増えるということが、一番この装置の費用を出すこととともに、町に長寿の人が増えてもいいのではないかと、元気なお年寄りが増えることが一番いいのではないかと、そういう観点からも、そういう部分に考えていただければいいかなと思います。

先ほどの数字というか、事故の多い件数は警察からの資料からなので、ほとんど若い人のほうがずっと倍ぐらい多いよということは、お年寄りだから多いのではないよというようなことは、みんな認識する部分だと思います。私自身も、ああ、そうなのだと思改めて思いましたので。

引き続き、学校給食の無料化のほうに行きたいと思っております。

学校給食無料化の部分は、以前にもお話ししましたし、町のためにはとてもいいことなのだと。ただ予算はとんでもなくかかるぞという部分、私もとても認識している部分です。ただ最近ではかなりの自治体が学校給食を全部出しているというわけではなくて一部補助とか、全員対象の一部補助というのは84自治体が行っていますし、多子世帯だけ出しますというような例もございます。中には、それこそ学用品の全てを完全にみんな出しているという市町村もあるわけで、そこまで出せと言うわけではございませんので、ぜひ一部補助の部分を経営体としてやっていただければいいかなと思うのです。

その中で、ちょっと目を引く補助があったので皆さんにお伝えしたいなと思った部分は、小学校6年生と中学校3年生の部分だけ出しているというところがございました。これは入学なり卒業準備の部分があるので、その部分に参与して出しているのではないかと、聞いてはいないので実際のところはわからないのですけれども、そうではないかなと。確かに年間大体50万ぐらいですか、5、60万になるか50万ぐらいですか、現在所得が減った部分の金額とちょうど同じぐらいになるぐらいなのですから、そういう点でこういう形の補助もあり得るかなと思っております。そういう部分でぜひ頑張ってくださいと思うわけで、何かあればぜひお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

昨年の議会でもご質問いただいたわけでありまして、教育委員会としてちょっと時期は忘れましたが、そうしたお話を受けて論議をしたことがございます。単に給食費だけではなくて、いわゆる子どもの教育にかかる費用が一体どのくらいになっているのかということ进行调查いたしまして、それに基づいていろいろ協議をいたしました。簡単にまとまるものではなかったわけでありまして、昨年の5月末現在で平泉中学校から、各家庭が学校生活を子ども達にさせるためにかかる費用はどのくらいになっていますかということ进行调查を報告をいただきました。これ年間でありまして、1年生で項目は共通集金としてのPTA会費、生徒会費、中体連、中部連負担金等、給食費、学年積み立て、諸会費として名札、生徒手帳、宿泊研修、修学旅行積み立て、副読本、ワーク類、部活動の各部の平均した負担、入学時の制服、かばん、ヘルメット、ジャージ等々合わせますと、1年生年間で21万7,800円ぐらい負担をしているという実態が明らかになりました。

そういったことも含めて、一体どのような形で家庭の負担を軽減をしたらいいのか、何に力を入れればいいのか。これは委員会はお金がありませんので、財政的なことについては町長部局との協議が必要なわけでありまして、いずれ実態を明らかにして、それで協議しようということをやったわけでありまして。給食費についての無償化というふうなことについての賛成意見もありましたし、もっとほかの部分で何かカバーできるものがないのかというふうな話もありました。継続しての協議ができないでいますので、まさにこれからも研究をしていかなければならない、そういう問題であろうというふうに思っています。

現在のところ、準要家庭、要保護家庭、現状では途中で認定されたものもありますので、要保

護家庭は2世帯、小学校2人です。準要保護家庭は30世帯、小学生36人、中学生15人というふうな形でありまして、援助費を支給しているというふうなことであります。学用品費、通学用品、校外活動費、これは遠足だとか修学旅行ですね、これは実費出しています。それからPTA会費実費、児童生徒会費実費、クラブ活動費は先ほど申しました平均的な部分で、それから新入学児童生徒の学用品費、これ入学時のみであります。そして学校保健医療費、これは本人負担分を医療券という形で発行していると。そして給食費は実費で出しているというふうなことで、援助を必要とされる家庭についてはそのような形で援助しているというふうな実態もあります。

そういったような諸々のことを考えながら、今、子どもの貧困というふうなことが随分話題になっている状況でもありますし、町として何ができるかということについて、そう簡単に結論が出るものではないなというふうには思っておりますが、これからも研究をし協議をしてみたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

ありがとうございます。そうなのですね、全国で、一応じわりじわりと数は4年前から4倍にはなったとはいっても、どこの市町村の自治体も二の足を踏んでいる部分だと思うのです。税金をどこに使うかという問題でインターネット上で発見した小田原の部分、小田原市だったかな、そこでアンケートが一応公開されていて見させていただいたのですけれども、3年連続アンケートをしたということで、あそこは無料化したのですけれども、それでも不満の声も相当上がっているわけです。平泉町もたぶんこの部分で本当にどこに税金を使っていいのかと、限りある税金なので、ぜひ皆さんで町民も含めて話し合っただけであればいいかなと思うのです。できるだけ子どもに使ったほうがいいという部分もあれば、もっとほかの部分もあるだろうというような部分もあるのです。

その中で1つだけ、ちょっと話しておきたいなと思うことがございました。学校給食、そもそも始まったのは山形県の鶴岡町だったらしいのですけれども、学校給食、なぜ始めたかというのは貧困児童のためだったということは、それが今となっては、ほとんどの学校で学校給食をやられているような形になったのですけれども、これが我が国の最初の学校給食だったと言われるのです。貧困な方々のために始めた学校給食だった。その部分が確かに何が出たのかと思えば、結構、おにぎりや塩ジャケや漬物が出たということで、結構豪華なものが今となっては出たのだなと思いつつ、びっくりしていた部分で、今も我々は貧困の部分の人たちのために、こうやって給食の補填する部分を考えているのですけれども、そもそものその部分を考えていただければいいかなと思うのです。これは町民みんなで話し合っただけでいい話だと思えます。

そして、では最後に道路側溝改善の話をしていただきたいなと。

町長の話でも、区長からこういう部分は持ってくるべき話題であるというような部分も、そのとおりだと私も思いますけれども、結構、前から町には言っていたのだという部分も聞きましたし、水害が起きて下の田んぼにどんどん水が流れていったということがありましたけれども、ま

たいつそういう大雨が降るかわからなかったですけれども、そういう部分でいいかなと思っていました。そうしたら今度ビニールハウスが建ちまして、その土地を何に使おうがいいと言えばそれまでなのですけれども、たぶんビニールハウス4基もつくったもので、たぶん、町の補助なんかもあったものかなと思っていたのですが、昨年そのビニールハウスを建てた人たちが育苗のハウスでトマトを育てていたらしいのですけれども、そこも水害に遭いまして、昨年そういうこともございまして、また今年もそういうことになったら辛いだろうなと思いつつ、こういう話題を確かに町でやるべき、区長からその部分というのはわかるのです。少しずつやっつけていかなければいけないという部分もわかるのですけれども、今回ビニールハウスをやったからやらなければいけないという部分ではないのですけれども、町で補填している部分、そういうところにぜひ少し光を当てていただきたいと。まして4基もあるので、道の駅等でも出していける部分を考えているのだと思うのです。そういう部分も考慮して、水が溢れないような形というのが一番いいのですけれども、簡潔にぜひ調査しつつやってもらえればいいかなと思います。その部分で何かございましたらお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町長の答弁の繰り返しになるわけでございますけれども、いずれ現地調査をいたしまして、行政区長の意見等もお聞きしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

そのとおりだと思います。確かに順番もありますし、この地域を先にやらなければいけないという部分も本当にわかるのですけれども、せっかく今頑張って農業をやっている方が少ない中でやられているのを考慮すると、何かこれでいいのかなと。2、3年に一遍ずつ水害に遭っているような場所で、それで何とかしたいなと思うのがちょっと人情かなと思ひまして、最後の質問とさせていただきます。

これで終わりです。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から行います。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時06分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 升 沢 博 子

同 佐々木 一 治